令和4年度 電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務

報告書

令和5年3月

株式会社エックス都市研究所

目次

序	業務の概要	1
1.	処分方法及び廃棄物の種類に係る分類区分等の整理	4
	- 1 処分方法及び中間処理後物の分類区分の役割	
]	- 2 処分方法の分類区分の整理	6
]	-3 中間処理後物の分類区分の整理	
2.	処分方法の入力を必須化する具体的手法の検討	15
2	2-1 処分業者ヒアリング調査等の概要	15
2	2-2 処分業者ヒアリングに当たって想定した処分方法等の入力必須化(案)	17
	2-2-1 追加する情報	17
	2-2-2 電子マニフェストでの項目追加の具体的な方法	18
2	2-3 処分業者ヒアリング結果の概要	25
3.	処分方法の入力必須化により可能となる電子マニフェストデータ利活用方法の検討	43
9	3-1 調査概要	43
5	3-2 廃プラスチック類処分業者アンケート調査	45
	3-2-1 アンケート調査の概要	45
	3-2-2 アンケート調査結果	49
3	3 - 3 電子マニフェストデータ利活用可能性の検証	58
	3-3-1 本検討で使用したデータの概要	58
	3-3-2 電子マニフェストデータを用いた主な指標の算出(その1:現行データ)	59
	3-3-3 電子マニフェストデータを用いた主な指標の算出(その2:処分方法等	浄を追加)
		65

序 業務の概要

(1)業務の背景

環境省では、第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)を策定し、その中で我が国の課題や世界的に広がりを見せるSDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)のアプローチを踏まえ、環境・経済・社会の統合的な向上を目指すこととしており、その目指す姿として地域循環共生圏が示されている。

同計画では、環境分野における官民データの利活用を総合的かつ計画的に推進するとして、EBPM (Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案)推進のための環境情報の整備や、利用者のニーズに応じた情報の提供の推進を図ることとしている。廃棄物分野の重点戦略とその環境政策については、安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全として、廃棄物の廃棄・再生利用時の適正処理の推進を掲げている。特に、各種手続き等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、電子マニフェストを含む各種情報の活用を検討するとされている。

令和3年度末には電子マニフェストの普及率も70%を超え、今後もデータの蓄積が進むと予想される中で、JW センターとして電子マニフェストのデータ(以下「電子マニフェストデータ」という) を保管するだけでなく、有効に利活用することが求められている。

こうした状況のもと、JW センターとして、JWNET に蓄積される電子マニフェストデータを有用な情報として社会に還元することを目的として、令和2年度より電子マニフェストデータの利活用方法の検討を行ってきた。本年度は昨年度から引き続き「マニフェスト項目としての処分方法のあり方」に係る議論を深めるとともに、実際にデータを活用してその有用性を検証していくこととする。

(2)業務の目的・内容

本業務は、JWNETに蓄積されるマニフェストデータを活用し、社会に有用な情報として還元するための方法、その実現可能性、有効性等を検討・検証し、実装のための提案を行う。

検討・検証項目、期待する効果として下表の内容を想定する。

検討・検証実施項目 期待する効果

1. 処分方法及び廃棄物の種類に係る分類区 電子マニフェストデータを活用し資源循環を把握 するための「処分方法」の在り方と実現方法を具体 2. 処分方法の入力を必須化する具体的手法 化する。 の検討

3. 処分方法の入力必須化により可能となる電 処分方法の入力必須化によるメリットを具体化し、子マニフェストデータ利活用方法の検討 制度化するにあたって根拠を提供する。

表 序-1 本業務の検討・検証実施項目及び期待する効果

(3)業務の実施方法

a)文献・WEB調査

処分方法の分類区分の検討に資する基礎資料を収集するため、WEB サイト等をもとに以下の事項を整理した。

• 都道府県・政令市の WEB サイトに掲載されている産業廃棄物処分業者名簿における処分 方法 (業許可の範囲、または産業廃棄物処理施設) に関する記載 (⇒1章)

b)地方公共団体、事業者へのアンケート

電子マニフェストで処分方法等の入力が必須化された場合における産業廃棄物処分業者の対応 可能性、電子マニフェストに入力された処分方法等のデータ利活用可能性の検証に資するため、下 表のアンケート調査を実施した。(⇒3章)

表 序-2 本業務のアンケート対象

対象	調査内容
愛媛県内で廃プラ	Q1:廃プラスチック類の受入れ量(2021年度)
スチック類を受け	Q2:受入れている廃プラスチック類の種類
入れている産業廃	Q3:受入れている廃プラスチック類の処分方法
棄物処分業者	Q4:中間処理後に生じる廃棄物又は有価物の種類
(60 社)	Q5:廃プラスチック類の中間処理方法の組合せごとに見た処理状況
	※ Q4及びQ5の対象は中間処理を行う処分業者のみ。

c)地方公共団体、事業者へのヒアリング

電子マニフェストで処分方法等の入力が必須化された場合における産業廃棄物処分業者の対応可能性及び課題の把握を目的として産業廃棄物処分業者に対するヒアリングを実施した。(⇒2章)また、上表の「愛媛県内で廃プラスチック類を受け入れている産業廃棄物処分業者に対するアンケート調査」の実施にあたり、対象とする廃棄物種類の絞り込み等のための意見聴取、アンケートの集計・分析結果等の報告を行った。(⇒3章)

表 序-3 本業務のヒアリング対象

	21.00
類型	ヒアリング対象
産業廃棄物	・A社(処分方法:破砕、選別、造粒、溶融、切断、圧縮梱包)
処分業者	・B社(処分方法:破砕、減容固化、圧縮、圧縮梱包)
(14 社)	・C社(処分方法:破砕、選別、圧縮、圧縮梱包、切断)
	・D社(処分方法:破砕、圧縮梱包)
	・E社(処分方法:中和、脱水、中和、焼却、溶融)
	・F社(処分方法:破砕、選別、圧縮、減容、選別、堆肥化、脱水、油水分離、中和)
	・G社(処分方法:焼却、破砕、切断、圧縮、乾燥、固形燃料化、堆肥化、切断・破砕・
	選別、圧縮)
	・H社(処分方法:破砕、混錬固化、圧縮、選別破砕)
	・ I 社(処分方法:脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、造粒固化、
	溶融、管理型埋立)
	・ J 社(処分方法:焼却)
	・K社(処分方法:焼却、破砕)
	・L社(処分方法:圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別)
	・M社(処分方法:焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立)
	・N社(処分方法:焼却、破砕、安定型埋立)
地方公共団体	・愛媛県(県民環境部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係)

[※] 上表中の処分方法は産業廃棄物処分業許可証における事業の範囲の記載。

d) JWNET に蓄積されるマニフェストデータを用いた分析

電子マニフェストで処分方法等の入力が必須化された場合におけるデータ利活用可能性の検証を行うため、2021年度に愛媛県内で処分された廃プラスチック類を対象として、愛媛県及び松山市より電子マニフェストデータの使用許諾を受け、廃プラスチック類の処分方法等に関するアンケート調査結果をもとに不足分を補いながら、以下のような集計・分析を試行した。(⇒3章)

- ・処分方法の種類ごとの処分量、中間処理後物(有価物、廃棄物)の種類ごとの量の集計
- ・委託処理(1次マニフェスト、2次マニフェスト)に係る処理フローの作成 等

e)環境省向け提案資料の作成

各種調査・検討・検証の結果を踏まえ、環境省に制度変更(資源循環の把握に向けた電子マニフェスト項目の補充)を提案するための説明資料を作成した。

f) 委員会の設置・討議

地方公共団体の実務担当者、産業廃棄物処理業者、有識者等から構成される電子マニフェスト情報利活用高度化検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、対面・WEB併用の委員会を計3回(第1回:2022年10月20日、第2回:2022年12月5日、第3回:2023年3月8日)開催して、各種調査・検討・検証に関する討議を行った。

表 序-4 電子マニフェスト情報利活用高度化検討委員会の構成(五十音順、敬称略)

	氏名	所属・役職
	· • •	1) 11/1-4 DC 194
委員	岩楯 保	株式会社市川環境エンジニアリング 取締役副社長
委員	桐畑孝佑	滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 ごみゼロ支援係 主任主事
委員	佐伯慧太	山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 主任
委員	高橋 潤	高俊興業株式会社 代表取締役社長
委員	立尾浩一	一般財団法人日本環境衛生センター 総局 資源循環低炭素化部 部長
委員	立野雄也	三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物政策班 主任
委員 (委員長)	山田正人	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 廃棄物処理処分技術研究室 室長
委員	横山英明	愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係 担当係長
オブザーバー	日浦朋子	公益社団法人全国産業資源循環連合会 調査部 次長

1. 処分方法及び廃棄物の種類に係る分類区分等の整理

1-1 処分方法及び中間処理後物の分類区分の役割

現在の電子マニフェストシステムにおいても、任意入力ながら処分方法の入力欄があり、処分方法コードが設定されているため、現行の分類区分をもとに改訂案の検討を行う。

一方、中間処理後物(再資源化物、中間処理後廃棄物)の分類区分は、現行の各種コード表では設定されておらず、現行の廃棄物分類コード等をもとに、新たに分類区分を検討する必要がある。

表 1-1 現行処分方法コードの分類区分

20 1 1	3门及刀刀丛 I 0刀 规匠刀	
再生		
	再使用(リユース)	
	素材再生	
	他用途原材料化	
	燃料化	
	コンポスト化(堆肥化)	
	その他再生	
中間処理		
	脱水	
	機械乾燥	
	天日乾燥	
	焼却	
	油水分離	
	中和	
	破砕	
	圧縮	
	溶融	
	選別	
	固形化	
	ばい焼	
	分解	
	洗浄	
	滅菌	
	消毒	
	煮沸	
	その他の中間処理	
最終処分		
	埋立処分	
	安定型埋立処分	
	管理型埋立処分	
	遮断型埋立処分	
	海洋投入	
震 フェード	ココンコニンタ任一、以中(リー	_

出典:電子マニフェストシステム 各種コード表 (Ver. 1.7)

現行の処分方法コードには、「行為 (何をするか)」による分類と、「結果 (何にするか)」による分類が混在しているが、処分方法等の入力必須化後は、

- ・「行為(何をするか)」 を示す「処分方法」コード
 - ... 処分終了報告に追加を想定する項目のうち「①処分方法」に相当
- ・「結果(何にするか)」 を示す「中間処理後物(再資源化物、廃棄物種類)」コード
- … 処分終了報告に追加を想定する項目のうち「③中間処理後物の種類」に相当を分け、両者の組合せにより廃棄物の流れの把握を図る。

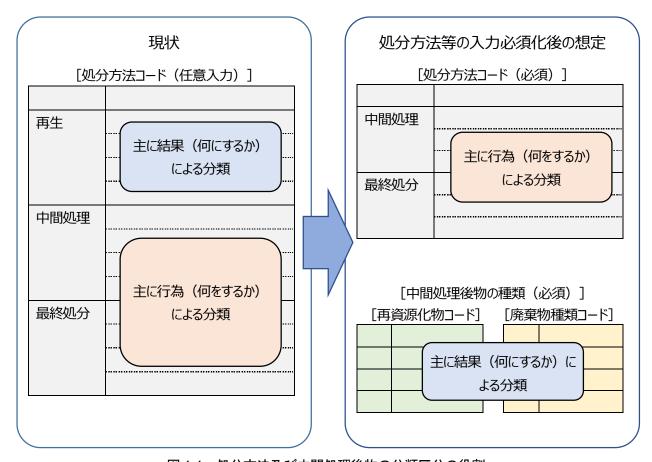


図 1-1 処分方法及び中間処理後物の分類区分の役割

上記の変更により、許可証上の処分方法が「結果による分類」(堆肥化、セメント原燃料化 等)の場合等、処分方法コードから該当項目を選びにくいケースが懸念される。こうしたケースに備え、「処分方法等の把握・入力の手引き (仮称)」等で処分方法等の選択の指針を示す。

(例) 許可証上の処分方法が「堆肥化」の場合、処分方法は「発酵」、中間処理後物(再資源化物)は「肥料」を選択する。

1-2 処分方法の分類区分の整理

(1) 処分方法の分類区分の改訂方針

以下の①~④の考え方で処分方法コードの分類区分改訂案を検討する。

①「再生」は、処分方法コードから削除する。

• 処分方法は、原則として「行為(何をするか)」で整理・分類し、「結果(何にするか)」は中間処理後物の種類として整理する。

②大分類での入力は不可とする。「その他中間処理」は極力減らす。

- 大分類 (「中間処理」、「最終処分」) での入力は、現行ルール上は許容されているが、入力必須 化後は不可とする。
- 「その他中間処理」は当面残すが、「その他中間処理」を選択せざるを得ないケースを極力減らすため、中間処理に係る分類区分の追加等を検討する。

③法令上の定義、技術の類型、該当事例の件数を踏まえ、中間処理に係る分類区分の追加・統合・ 削除を検討する。

- 法令上の定義: 現行の処分方法コードと同様、廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理 施設の種類を基本とする。
- 技術の類型: 中間処理の要素技術と考えられる処分方法(他の方法と原理が異なる処分方法、 他の方法と減量化率等が異なる処分方法)を追加候補とする。
- 該当事例の件数: 上記でリストアップした分類区分のうち、産業廃棄物処分業者名簿の記載等から見て、当該処分方法で中間処理を行っている処分業者数、当該処分方法で処分業許可を出している自治体数の少ないものは候補から除外する。

④処分業者が処分方法コードを選びやすいよう、選択の指針を示す。

- 許可証上の処分方法の名称と完全に一致する処分方法コードがない場合に、「その他中間処理」 が選択されるケースを防ぎ、最も近い処分方法コードを選択できるよう、「処分方法等の把握・ 入力の手引き (仮称)」等で処分方法の選択の指針を示す。
- やむを得ず「その他中間処理」を選択した場合は、具体的な処分方法(許可証上の処分方法等) を併記できるよう、テキスト入力欄を設ける。

(2) 処分方法ごとの該当件数の整理

処分方法の分類区分の追加・統合・削除に関する検討の参考資料とするため、次の情報源をもとに 処分方法ごとの該当件数(当該処分方法で許可を受けている処分業者数、許可を出している自治体数、 当該処分方法に該当する産業廃棄物処理施設の設置許可件数)を整理した。結果を表 1-2 に示す。

- 都道府県・政令市のWEBサイトに掲載されている産業廃棄物処分業者名簿における処分方法 (業許可の範囲、または産業廃棄物処理施設)に関する記載
- 産業廃棄物処理施設の設置許可件数は「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(令和元年度実績)」

表 1-2 処分方法ごとの該当件数(都道府県許可分+政令市許可分)

	方法の 区分候補	処分業者 数	自治体数	施設設置 許可数	備考(施設設置許可件数等)
濃縮		32	21		
脱水		772	116	2,804	(汚泥の脱水施設:処理能力 10 ㎡/d 超)
乾燥		497	97	265	(汚泥の機械乾燥施設:100 m/d 超) 213 件 (汚泥の天日乾燥施設:100 m/d 超) 52 件
破砕		8,538	126	12,619	(廃プラスチック類、木くず、がれき類の破砕施設)
切断		1,358	119		
選別		1,711	108		
混合·訓	順	230	66		混合 or 調質
	混合	221	66		
	調質	9	4		
圧縮·源	榕	3,219	124		圧縮 or 減容
	圧縮	3,022	124		
	減容	495	81		
成型		37	19		
成形		46	16		
固形化		15	8		
固型化		25	13	25	(コンクリート固型化施設)
分離·游	浄	306	77	14	(PCB 廃棄物の洗浄施設又は分離施設)
	分離	247	69		※油水分離を除く
	洗浄	66	38		
油水分	離	420	94	254	(廃油の油水分離施設:10 m³/d 超)
中和		546	94	150	(廃酸・廃アルカリの中和施設:50 ㎡/d 超)
焼却		1,176	115	2,923	(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCB 廃棄物、その他の焼却施設の合計)
焼成・は	が焼	78	39		焼成 or ばい焼 (焙焼)
	焼成	57	27		
	ばい焼	25	18		
溶融		835	104	12	(廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設)
乾留		6	5		
炭化		33	13		
ガス化		7	6		
加熱		117	43		
熱処理		9	4		
硫化		4	3	2	(廃水銀等の硫化施設)
分解	ı, 	75	43	118	(シアン化合物の分解施設) 105 件 (PCB 廃棄物の分解施設) 13 件
滅菌·消		20	12		
	滅菌	19	11		
	消毒	1	1		
煮沸		1	1		
発酵		372	66		
水処理		31	10		
安定型	処分	357	63	952	※「処分業者数」及び「自治体数」は処分業者名簿上
管理型	処分	164	49	628	の記載で区分(安定/管理/遮断)がわかるものの
遮断型	処分	4	2	23	みカウントした値。
				1	

凡例 黄色セル:現行の処分方法コードの分類区分 赤字:追加・名称変更を提案する分類区分

(3) 処分方法の分類区分の改訂案

前項までの方針に沿った調査・検討を踏まえ、処分方法コードの改定案として下表右枠内の分類区 分を提案する。

表 1-3 処分方法コードの分類区分改訂案

現行処	し分方法コードの分類区分	,) (処	分方法コードの分類区分改訂案
再生			再生	
	再使用(リユース)			
	素材再生			
	他用途原材料化			(削除)
	燃料化			
	コンポスト化(堆肥化)			
	その他再生]		
中間処理		,	中間処理	脱水
门间处于	脱水			乾燥
	機械乾燥			破砕
	天日乾燥			切断
	焼却			選別
	油水分離			圧縮·減容
	中和	- '		混合・調質
	破砕	-		固型化
	圧縮	1		分離·洗浄
				油水分離
	選別			中和
	固形化			焼却
	ばい焼			焼成・ばい焼
	分解			溶融(石綿等)
	洗浄			溶融(発泡プラ等)
	滅菌			乾留 (炭化・ガス化)
	消毒			分解
	煮沸			滅菌·消毒
	その他の中間処理			発酵
				その他の中間処理
最終処分		,	目約加八	
取於处力	抽头加入		最終処分	安定型埋立処分
	埋立処分 安定型埋立処分			管理型埋立処分
	安定型埋 <u>工</u> 处分 管理型埋立処分			遮断型埋立処分
				海洋投入
	遮断型埋立処分 海洋投入			

処分方法コード改定案のうち中間処理に係る分類区分の考え方(案)を下表に示す。

ただし、処分方法(中間処理)の分類区分については、処分業者の対応可能性(業許可情報との整合等)や、電子マニフェストデータの利活用可能性の観点から、引き続き検討が必要である。

表 1-4 処分方法(中間処理)の分類区分の考え方(案)

処分方法	分類区分の考え方、定義(案)
脱水	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の脱水施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の脱水施設で行われる処理。
	・乾燥・焼却等の処理を効率的に行うために水分を除去すること。(業許可申請講習
	会テキストより抜粋)
乾燥	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の乾燥施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の乾燥施設で行われる処理。
	・熱によって水分を気化させ、固液分離を行うこと。(業許可申請講習会テキストよ
	り抜粋)
破砕	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の破砕施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の破砕施設で行われる処理。
	・廃プラスチック類、木くず、がれき類以外の破砕処理。
	・素材ごとに分離しやすくする、容積を減らす、表面積を増やす等のため、廃棄物の
	粒径を小さくすること (業許可申請講習会テキストより抜粋要約)
切断	※原理上は「破砕」の一類型(せん断力を用いる破砕処理で、中間処理後物の径が比
	較的大きいもの)と考えられるが、処理業者名簿上の記載から、「切断」で許可を受
	けている処分業者数、「切断」の許可を出している自治体数が多いため、独立した処
	分方法コード候補とした。
選別	・混合廃棄物等を素材別に分け、物理的に分離する処理。
	・目的に応じて、比重差、粒径差、磁気的性質の差、光学的性質の差等を用いて、多
	様な材質で構成された廃棄物をより分けること(業許可申請講習会テキスト)
圧縮・減容	・廃プラスチック類の圧縮固化とは、物を処分するために、圧縮し、押出しにより成
	形し、かつ密度を高めて固形化すること。
	・廃プラスチック類以外(紙くず、木くず、繊維くず等)を処分するために圧縮(減
	容化) すること。
混合・調質	・再資源化のために廃棄物を混ぜ合わせて成分等を調整するプロセス。
	・焼却や脱水等の前処理としての「混合」や、金属加工工程における「調質」(製品
	全体の硬さを上げて靭性と耐摩耗性を高めると同時に均質性も高めることを目的と
	した熱処理)とは異なる、主たる処分方法としての混合・調質を想定。
固型化	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)のコンクリート固型化施設で行われる処理
	・廃棄物中に含まれる有害物質による環境汚染を防ぐため、有害物質の無害化を図る、
	溶出しにくい形態に変化させる、媒体と接触しにくくする等の措置を講じること(業
	許可申請講習会テキスト)
分離・洗浄	・洗浄:施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の洗浄施設(対象: PCB)で行われる
	处理。
	・分離:廃棄物に含まれる有害物質を(化学的に分解せず)物理化学的に分離・回収
	する処理。

処分方法	分類区分の考え方、定義(案)
油水分離	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の油水分離施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の油水分離施設で行われる処理。
	・産業廃棄物(廃油)に該当する含油廃水から油分等を除去し、廃油に該当しない廃
	水とすること(業許可申請講習会テキスト)
中和	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の中和施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の中和施設で行われる処理。
	・廃酸、廃アルカリの pH を中性近くまで調整すること。金属イオンを含む場合は、
	pH 調整によって金属イオンを水酸化物として沈殿除去する。(業許可申請講会テキ
	スト)
焼却	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の焼却施設で行われる処理。
	・施設設置許可の規模要件未満の焼却施設で行われる処理。
	・好気的環境で有機物の熱処理を行うこと(ガス化改質・溶融や、有機性廃棄物のセ
	メントキルン投入によるセメント原燃料化を含む)。
	・有機物(可燃物)と無機物(灰)からなる廃棄物のうち有機物を燃焼して無機物だ
	けにすること。(業許可申請講習会テキスト)
焼成・ばい焼	・ばい焼(焙焼):施行令第7条(産業廃棄物処理施設)のばい焼(対象:水銀又は
	その化合物を含む汚泥)施設で行われる処理。
	・ばい焼(焙焼):金属の硫化物・砒化物・アンチモン化物の形の鉱物を、融解しな
	い程度の温度で焼き、硫黄・砒素などを酸化させたり気化させたりすること。金属
	精錬の予備処理として行われる。
	・焼成:無機性廃棄物を融点未満で熱処理すること。
溶融(石綿)	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の溶融施設(対象:廃石綿等又は石綿含有産
溶融(発泡プラ	業廃棄物)で行われる処理。
等)	・無機物を融点以上の温度で熱処理すること(例:焼却灰の溶融 等)。
	・発泡スチロール等の減容化を目的として行われる溶解処理(処理技術の原理は上記
	と異なるが「溶融」と称されることが多い)を含む。
乾留	・嫌気的条件下で有機性廃棄物を加熱する処理。
(炭化・ガス化)	※生成したガスを燃焼させる場合(ガス化改質・溶融等)は焼却として扱う。
分解	・施行令第7条(産業廃棄物処理施設)の分解施設(対象:シアン化合物、PCB)で
	行われる処理。
	・廃棄物に含まれる有害物質を化学的プロセスにより分解する処理。
	・熱分解:有機物を無酸素あるいは低酸素雰囲気中で高温(400~1000℃)に加熱
	し、可燃性ガス(水素・一酸化炭素・有機化合物)とチャー(純炭素の固体)に分
. b. H	解するプロセス。(業許可申請講習会テキスト)
滅菌・消毒	・感染性廃棄物処理マニュアルに示されている以下の方法による処理。
	・高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法
	・乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
	・消毒する方法
発酵	・有機物を微生物反応によって分解すること(堆肥化、メタン発酵、バイオガス化等)
	・現行の処分方法コードにおける「再生:コンポスト(堆肥化)」に相当する処理。
その他の中間処理	

1-3 中間処理後物の分類区分の整理

(1) 中間処理後物の分類区分の改訂方針

以下の①~③の考え方で中間処理後物の分類区分案を検討した。

- ① 中間処理後物が再資源化物の場合、再資源化物の種類を入力する。再資源化物の種類の分類 区分は、以下の考え方に沿って整理する。
 - 産業廃棄物実態調査で用いられる「再資源化用途」の選択肢をたたき台として活用しつ つ、階層や配列の体系化を図る。
 - 大分類は、循環的利用の優先順位に従い、再使用(リユース)、再生利用(マテリアル・ケミカル)、熱回収(サーマル)の順で配列する。
 - 再生利用(マテリアル・ケミカル)については、再資源化物の主な利用先業種に応じ、 日本標準産業分類の順(※)に配列する。
 - ※ 農林水産業、建設業、製造業(木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属...)
 - 現行の処分方法コードから削除する「再生」の下位項目や、生成物(何にするか)に基づく処分方法の命名(堆肥化、セメント原燃料化等)ごとに、再資源化物の分類区分との対応関係を確認することにより、再資源化物の分類区分案の妥当性を確認する。
- ② 中間処理後物が廃棄物の場合、廃棄物の種類を入力する。処分業者になじみがあり、必要に 応じ二次マニフェストの廃棄物の種類との突合せ等への利活用の可能性も確保するため、現 行の廃棄物分類コードにおける大分類の入力を想定する。
- ③ 併せて、再資源化物、中間処理後廃棄物以外のアウトプット(排水・排ガス・排熱)についても、中間処理後物の一環として入力欄(定性的把握のためのチェック欄とし、基本設定から自動入力とすることを想定)を設けることを検討する。
 - 系外に排出される排水・排ガスの有無に関するチェック欄を設け、減量化量(=受入量 中間処理後物量)の妥当性の判断材料等として活用する。
 - 排熱の利用(廃棄物熱回収施設設置者の認定を受けた熱回収に限る)の状況に関するチェック欄を設け、熱回収の実施状況確認、多量排出事業者の処理実績報告への活用、 GHG 排出削減量の推計等への活用を図る。

(2) 中間処理後物の分類区分(案)

上記の方針に沿った調査・検討を踏まえ、再資源化物の種類、中間処理後物廃棄物の種類、中間処理により生成するその他アウトプットに関するチェック項目の案を以下に示す。

a) 再資源化物の分類区分(案)

中間処理後物が再資源化物の場合、下表から再資源化物の種類を選択する。

表 1-5 再資源化物の分類区分(案)

類型	No	再資源化物の種類	備考
再使用(リユー	11	再生タイヤ	*
ス)	12	再生部品	
	19	その他再使用	
再生利用(マテリ	21	飼料	*
アルリサイクル、	22	肥料	*

類型	Nº	再資源化物の種類	備考
ケミカルリサイ	23	土壤改良材	*
クル)	31	土木・建設資材	*
	32	再生骨材・再生路盤材	*
	41	再生木材・合板	*
	42	パルプ・紙原料	*
	43	木質チップ(燃料以外)	
	43	木炭・炭化物	*
	51	再生油・再生溶剤	*
	52	プラスチック原材料	*
	53	化学工業原料	
	61	セメント原燃料	*
	62	ガラス原材料	*
	71	鉄鋼原料等 (鉄鋼業に仕向けられたもの)	*
	72	非鉄金属等原材料等(非鉄金属製造業に仕向けられたもの)	*
	89	その他再生利用	
熱回収(サーマル	91	木質チップ(燃料用)	
リカバリー)	92	廃棄物固形燃料(RPF等)	
	93	バイオ燃料	
	99	その他燃料	

[※] 産業廃棄物実態調査のアンケートで「再資源化用途」の選択肢とされている項目

b)中間処理後廃棄物の分類区分(案)

中間処理後物が廃棄物の場合、下表(現行電子マニフェストシステム各種コード表の「廃棄物分類コード」の大分類)から廃棄物の種類を選択する。

表 1-6 中間処理後廃棄物の分類区分(案)

類型	Nº	再資源化物の種類	備考、参考資料
廃棄物処理法で	01	燃え殻	
定められた20種	02	汚泥	
類(大分類)	03	廃油	
	04	廃酸	
	05	廃アルカリ	
	06	廃プラスチック類	
	07	紙くず	
	80	木くず	
	09	繊維くず	
	10	動植物性残さ	
	40	動物性固形不要物	
	11	ゴムくず	
	12	金属くず	
	13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	14	鉱さい	

類型	Nº	再資源化物の種類	備考、参考資料
	15	がれき類	
	16	動物のふん尿	
	17	動物の死体	
	18	ばいじん	
	19	処分するために処理したもの	
一体不可分の産	20	建設混合廃棄物	
業廃棄物	21	安定型混合廃棄物	
	22	管理型混合廃棄物	
	23	シュレッダーダスト	
	24	石綿含有産業廃棄物	
	25	水銀使用製品産業廃棄物	
	26	水銀含有ばいじん等	
	30	廃自動車	
	31	廃電気機械器具	
	32	医療用計測器類	
	35	廃電池類	
	36	複合材	
特別管理産業廃	70	燃えやすい廃油	
棄物	71	pH2.0 以下の廃酸	
	72	pH12.5 以上の廃アルカリ	
	73	感染性廃棄物	
	74	特定有害産業廃棄物	
	76	輸入廃棄物	

c)中間処理により生成するその他アウトプットのチェック項目(案)

中間処理前後(処分方法ごとの処分量と中間処理後物量)における減量化率等の妥当性確認に資するため、また中間処理過程における熱回収の有無を把握するため、処分終了報告に次のチェック項目を設けることを検討する。

熱回収の有無に関しては、「焼却(熱回収あり)」と「焼却(熱回収なし)」のように、処分方法の分類区分で分けることも考えられる。

□ 排水	(下水道や公共用水域に放流)
□ 排ガ	ス
□ 排熱	(熱回収認定業者が熱回収を行う場合)

□ 排熱(熱回収認定業者以外の者が熱回収を行う場合)

(3) 中間処理後物の分類区分に関する検討課題

中間処理後物の分類区分、特に再資源化物の分類区分については、資源循環のための電子マニフェストデータ利活用上の重要性に鑑み、処分業者の対応可能性や、電子マニフェストデータの利活用可能性の観点から、引き続き検討が必要である。

産業廃棄物処分業者名簿でみられる処分方法名と照合した結果、「結果(何にするか)に基づく処分方法名」は、「a)再資源化物の分類区分(案)」で概ねカバーできる見込みである。

表 1-7 再資源化物コード(案)と処分方法名(結果に基づく命名)との対応関係

			結果(何にするか)に基づく処分方法名
類型	Nº	再資源化物の種類	に基づく処方方伝名 (処分業者名簿における記載例)
再使用(リユ	11	再生タイヤ	
ース)	12	再生部品	
	19	その他再使用	・水蒸気賦活化再生(活性炭の再使用?)
再生利用(マ	21	飼料	・飼料の製造(飼料化)、飼料及び魚油製造、揉摺・乾燥ペレ
テリアルリ			ット化
サイクル、ケ			・レンダリング、破砕(レンダリング処理)、固液分離(レン
ミカルリサ			ダリング)、搾油、肉骨粉の製造
イクル)	22	肥料	・堆肥の製造、発酵堆肥化、乾燥堆肥化、高速堆肥化、堆肥化・
			減容化、バーク堆肥の製造、肥料の製造(肥料化)、特殊肥
			料の製造、普通肥料の製造、石灰処理による肥料化、液肥化、
	22	1.4太74.白.44	液体肥料化、有機肥料化
	23	土壤改良材	・改良土の製造(造粒・固化)、土壌改良材(剤)の製造、固化材の製造、石炭灰再生材の製造
	31	土木・建設資材	・土木用材料製造、路上表層材等製造、不燃材及び耐火材の製
			造、半水石膏粉の製造、舗道用レンガブロックの製造、再生
			覆土材等の製造
	32	再生骨材・再生路	・アスファルト再生、再生アスファルトの製造、再生骨材の製
		盤材	造、路盤材等の製造
	41	再生木材・合板	
	42	パルプ・紙原料	
	43	木質チップ(燃料 以外)	
	44	木炭・炭化物	・炭化
	51	再生油・再生溶剤	・油化、廃油再生、再生油の製造、粗油の製造
	31		・動植物性油脂の再生、石鹸製造(石鹸化)
	52	プラスチック原材	・再生プラスチック製ペレットの製造、ペレットの製造(ペレ
		料	ット化)、プラスチック製品の原料の製造
	53	化学工業原料	控集屋屋 (1. /) -) 、) 屋屋 (1. /)
	61	セメント原燃料	・窯業原料化(セメント原料化)、ポルトランドセメントの製造
	62	ガラス原材料	造(混合粉砕)、混合セメントの製造 ・グラスウールの製造
	71	鉄鋼原料	・ 製鋼原料化 (製鉄原料化)、金属製品の原料の製造、(製鋼用)
		业八 <u>岁</u> 門/万八个一	・製鋼原料に(製鉄原料に)、金属製品の原料の製造、(製鋼用) フォーミング抑制剤の製造、製鋼鎮静材の製造
	72	非鉄金属原材料	・金属回収、水銀の分離、水銀回収、水銀蒸留、水銀加熱回収、
	00	7 0 14 7 1 7 1 1 1	銀の回収(電気分解)、モリブデン・バナジウム再生
	89	その他再生利用	・水処理資材の製造、汚水処理剤等の製、硫酸バンドの製造(硫
			酸バンド化)、再生研磨剤の製造、培地の製造
熱回収(サー	01	木質チップ(燃料)	・バイオマス資源化、家畜用敷料の製造、おが粉の製造・燃料用チップの制造(チャプル)機料(オオ)制造
マルリカバ	91 92	不負ナック (燃料) 廃棄物固形燃料	・燃料用チップの製造(チップ化)、燃料(木材)製造 ・RDF の製造(RDF 化)、RPF の製造(RPF 化)、固形燃料
リー)	72	(RPF等)	の製造(固形燃料化)
	93	バイオ燃料	・ディーゼル燃料の製造(ディーゼル燃料化)、バイオ燃料化、
		1 - 4 /200/1	バイオディーゼル燃料化、メチルエステル化燃料再生、エス
			テル化 (精製)、バイオガスの製造 (バイオガス化)、メタン
			発酵、メタンガス化
	99	その他燃料	・再生燃料製造(再生燃料化)、ボイラーの燃料製、エマルジ
			ョン燃料化
			・タイヤチップ等の製造、RPF 原料の製造

2. 処分方法の入力を必須化する具体的手法の検討

2-1 処分業者ヒアリング調査等の概要

(1) ヒアリング調査の目的・内容

処分方法等の入力を必須化した場合における産業廃棄物処分業者の対応可能性と課題の把握を目的として、産業廃棄物処分業者へのヒアリング調査を実施した。

質問項目は概ね各社共通であるが、委員会での討議を踏まえ、重点項目を絞ってヒアリングを行った。

- 第1回委員会前のヒアリングでは、中間処理後物量(主に再資源化物)の実測のタイミング、 処分終了報告への反映の可能性と課題に重点を置いて質問。
- 第1回委員会後のヒアリングでは、受入量に対する中間処理後物量(再資源化物、中間処理 後廃棄物)の比率等の把握の可能性と課題に重点を置いて質問。

(2) ヒアリング調査の対象

処分方法等の入力を必須化した場合、処分終了報告時に産業廃棄物処分業者が処分方法等について 入力することを想定し、中間処理業者(収集運搬業許可も保有、一部は最終処分も兼業)を対象とし てヒアリング調査を実施した。

調査対象についても、委員会での討議を踏まえ、第1回委員会後はヒアリング対象業者の立地地域 にも留意しながらヒアリング対象を選定した。

- 第1回委員会前のヒアリング対象は、一体不可分の産業廃棄物(建設混合廃棄物、廃電気機 械器具等)の処理業者を中心に、JW センターが選定。
- 第1回委員会後のヒアリング対象は、(公社)全国産業資源循環連合会に推薦を依頼し、地域 (北海道・東北、関東、信越・北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)毎に選定。

結果的に、ヒアリング対象の多くは優良産業廃棄物処理業者の認定を受けている事業者となったが、 優良認定を受けていない事業者もヒアリング対象に加えるよう努めた。

	X = 1				
	第1回委員会以前	第1回委員会後			
対象	一体不可分の産業廃棄物(建設混合廃棄	(公社)全国産業資源循環連合会に推薦を依頼			
	物、廃電気機械器具等)の処分業者を中心	し、地域毎に選定。			
	に、JW センターが選定。				
内容	中間処理後物量(主に再資源化物)の実測	受入量に対する中間処理後物量(再資源化			
	のタイミング、処分終了報告への反映の可	物、中間処理後廃棄物)の比率の把握の可能			
	能性と課題に重点を置いて質問。	性と課題に重点を置いて質問。			

表 2-1 処分業者ヒアリングの対象・内容

表 2-2 ヒアリング調査対象の処分業者等の概要

処分業者	処分方法(業許可上の事業範囲)	優良認定	
A社	破砕、選別、造粒、溶融、切断、圧縮梱包		
B社	破砕、減容固化、圧縮、圧縮梱包	有	
C社	破砕、選別、圧縮、圧縮梱包、切断	有	
D社	破砕、圧縮梱包	有	
E社	中和、脱水、中和、焼却、溶融	有	
F社	破砕、選別、圧縮、減容、選別、堆肥化	有	
	脱水、油水分離、中和		
G社	焼却、破砕、切断、圧縮、乾燥、固形燃料化、堆肥化、切断・破砕・選別、	有	
	圧縮		
H社	破砕、混錬固化、圧縮、選別破砕	有	
I社	脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、造粒固化、溶融、	有	
	管理型埋立		
J社	焼却	有	
K社	焼却、破砕	有	
L社	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	有	
M社	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	無	
N社	焼却、破砕、安定型埋立	無	

2-2 処分業者ヒアリングに当たって想定した処分方法等の入力必須化(案)

ヒアリング実施に当たっては、事務局にて検討した処分方法等の入力必須化(案)を説明した上で、 対応可能性と課題について、調査対象とした産業廃棄物処分業者におけるマニフェスト実務担当者等 の意見を聴取した。

処分方法等の入力必須化(案)についても、概ね各社共通だが、委員会での討議を踏まえ、次の点に重点を置いて説明を行っている。

- 第1回委員会前のヒアリングにあたっては、中間処理後物量(主に再資源化物)について極力実測値をもとに入力する案に重点を置いて説明。
- 第1回委員会後のヒアリングにあたっては、産業廃棄物処分業者における対応可能性に留意 し、過年度の実績等をもとに、受入量に対する中間処理後物量(再資源化物、中間処理後廃 棄物)の比率等の基本設定を予め登録しておく案に重点を置いて説明。

2-2-1 追加する情報

処分方法(破砕・選別・焼却等)ごとの処分の量及び中間処理後物(再資源化物・中間処理後廃棄物)の種類と量に係る情報をマニフェストに追加する。

(1) 追加情報の入力主体

実施した処分方法の詳細については処分業者側に情報があることから、処分業者が「処分終了報告」 に追加情報を入力する。

(2) 処分終了報告に追加を想定する項目

- ① 処分方法(破砕・選別・焼却等)
- ② 処分方法ごとの処分量
- ③ 中間処理後物(再資源化物と中間処理後廃棄物)の種類と量

(3) 追加情報の把握方法

追加情報の有用性と処分業者の現場での実行可能性を勘案し、追加情報の範囲・精度を定める。具体的には、処分により再生された再資源化量の把握が資源循環を把握するうえで最も重要であることに鑑み、再資源化量は可能な限り正確に入力することとし、原則として実測値を入力するものとする。中間処理後廃棄物量は減量化率等を踏まえた推計値による報告も可能とする。

(4) 電子マニフェスト上での入力作業の支援策

報告に係る情報は、事前に設定した基本情報やパターン登録を活用することで可能な限り簡便に実施できるように工夫する。

2-2-2 電子マニフェストでの項目追加の具体的な方法

(1) 処分方法の入力内容

- ① 統計処理や許可情報との整合性を勘案し、処分方法の要素(操作)を分類、コード化して管理できるものとする。
- ② 複数の処分方法が直列、並列に実施されることを表現できるものとする。
- ③ 許可証上の処分方法の記載が、処分方法の要素(操作)の名称と異なる場合(例:RPF 製造)もあることから、コード化した処分方法の選択が適正に行われるよう、手引き等を整備する。

(2) 処分方法ごとの量及び中間処理後物の量(再資源化量・中間処理後廃棄物の量)の算出

a) 処分方法ごとの処分量の入力

廃棄物処理の現場では複数のマニフェスト分の廃棄物をまとめて処分(選別・破砕、選別・焼 却等)しているが、ほぼ同一性状の廃棄物をまとめて作業していると考えられるため、処分方法 ごとの処分量の入力にあたっては、当該処理に係る廃棄物の性状・組成を考慮した案分比率(以 下「処分方法比率」という)を設定し、一つのマニフェストに記載された廃棄物の数量もしくは 処分業者が入力する受入量(以下「受入量」という)を処分方法比率で案分した数値をマニフェ ストへ入力する。

▶ 処分方法ごとの処分量 = 受入量 x 処分方法比率

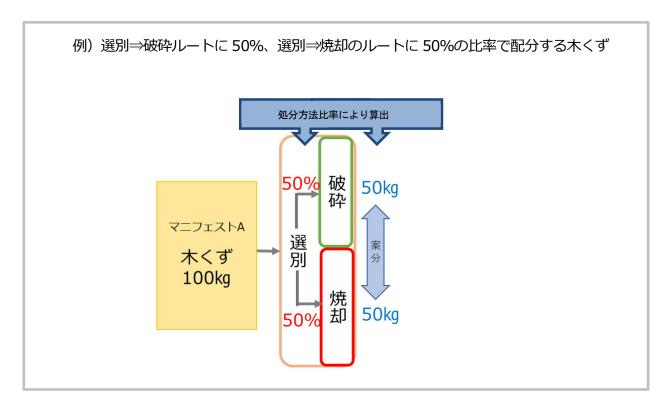


図 2-1 処分方法比率による処分方法ごとの処分量の算出

b) 再資源化量(※) の入力

再資源化量の把握が資源循環を把握するうえで最も重要であることに鑑み、再資源化量は台貫で

計量した実測値を入力することを基本として、これにより難い場合について、同一性状の廃棄物の 過去の処理実績等から導かれた適切な数値を入力するための比率(以下「再資源化率」という)を 設定し、これにより算出する。

- ▶ 再資源化量 = 再資源化率 × 受入量
- ※ 中間処理を通じて再資源化される量の範囲として次の2通りが考えられるが、本提案では、①の範囲の入力必須化を想定している。
 - ①自社の中間処理過程で再資源化された量(中間処理後廃棄物の処理委託先で再資源化される量は含まない)
 - ②中間処理後廃棄物の処理委託先での再資源化も含めた再資源化量
 - ①、②の使い分けについて、混乱のないように整理することが必要である。

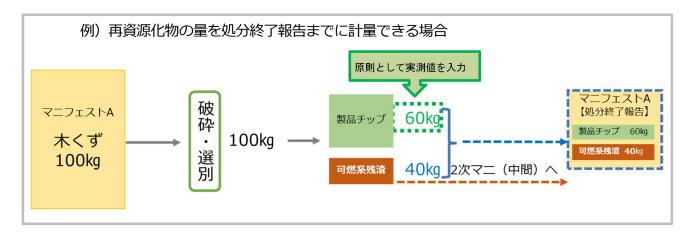


図 2-2 再資源化物の量として計量した実測値を入力する場合

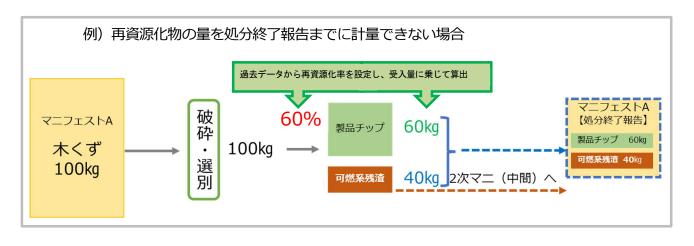


図 2-3 再資源化物の量を比率により算出する場合

c)中間処理後廃棄物の量の入力

中間処理後廃棄物の量は [(受入量) - (再資源化量)] × (増・減量化率) により求められる。ただし、日常業務においては過去の実績等から導かれた適切な数値を入力するための比

- 率(以下「処理後廃棄物比率」という)を設定し、これにより算出する。
 - ▶ 中間処理後廃棄物の量 = 処理後廃棄物比率 x 受入量



図 2-4 処理後廃棄物比率による中間処理後廃棄物の量の算出

d)比率を用いて算出する場合の留意点

比率は各廃棄物の性状が同一であるとみなして設定するため、明らかに性状が異なる廃棄物を処分する場合には、性状の差に応じて適用する比率を適宜変更する。なお、運用においては、あらかじめ比率の組み合わせをパターン化して複数用意し、廃棄物の種類、性状によってパターンを使い分けることを想定する。

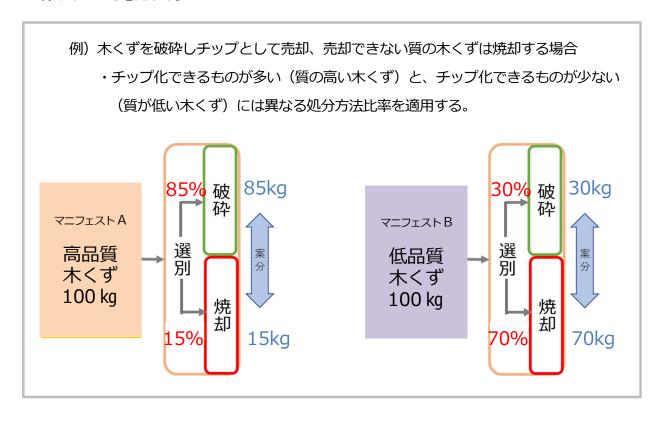


図 2-5 廃棄物の質、組成の違いによる処分方法比率の使い分け

(3)類型別の把握方法

類型 1 再資源化量の実測値が処分終了報告時までに得られる場合

- 原則として再資源化物については実測値を記載することで再生利用の状況を明らかに する。
- 処分により減量化(増量化)しない場合、中間処理後廃棄物は廃棄物の量(受入量) から再資源化物の量を減じることで算出できる。
- 再資源化物及び中間処理後廃棄物の量はその種類ごとに記載する。

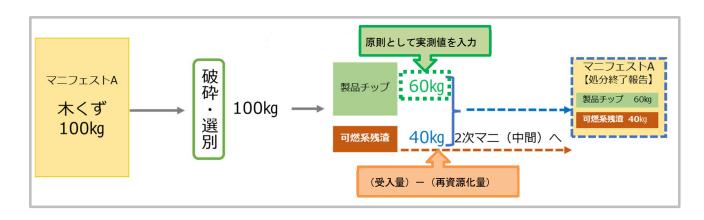


図 2-6 再資源化量の実測値が処分終了報告時までに得られる場合

類型 2 再資源化量の実測値が処分終了報告時までに得られない場合

• 再資源化量を実測により求めることができない場合は、過去の同一性状の廃棄物処理 実績等に照らして案分比率(再資源化率・処理後廃棄物比率)を設定し、受入量に乗 じて再資源化量、中間処理後廃棄物量を算出することも可とする。

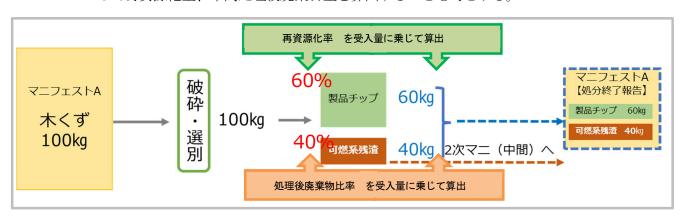


図 2-7 案分比率を利用した再資源化量処理後廃棄物量の算出

類型3 処分により減量化される場合

• 焼却、脱水のように処分により量が変化する処分方法については、過去の同一性状の 廃棄物処理実績等に照らして減量化率を勘案した再資源化率・処理後廃棄物比率を設 定することで算出する。

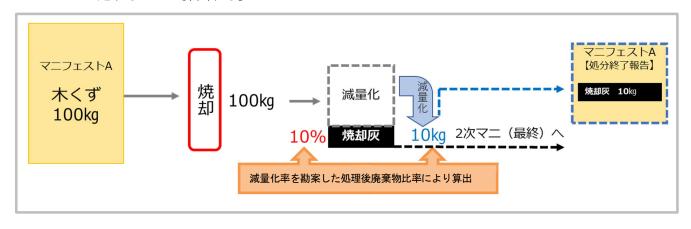


図 2-8 減量化率を勘案した処理後廃棄物量の算出

類型 4 複数の処分工程を並列で実施する場合

• 「選別・破砕」と「選別・焼却」という2つの工程に処理が分かれる場合は、過去の同一性状の廃棄物処理実績等に照らして算出した案分比率(処分方法比率)を適用し、処分方法ごとの量を算出する。

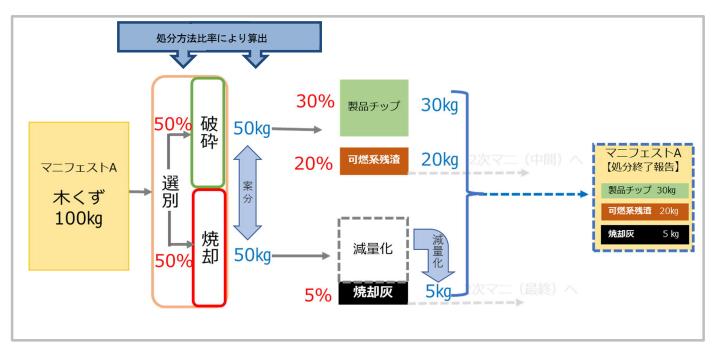


図 2-9 複数の処分工程で並列に処理を実施する場合

類型 5 複数マニフェストの場合

- 通常は複数のマニフェストに係る廃棄物を併せて処理することとなるが、それぞれの 廃棄物の性状を同一とみなして、単一マニフェストと同等に扱い、受入量に応じて案 分し算出する。
 - ▶ 廃棄物の受入量に処分方法比率、再資源化率及び処理後廃棄物比率を乗じて各マニフェストの処分方法ごとの量、再資源化量及び中間処理後廃棄物量を算出する。複数マニフェストの廃棄物量をまとめたうえで案分しているため、各マニフェストにおける受入れ廃棄物の組成は均一化したものとして取り扱う。

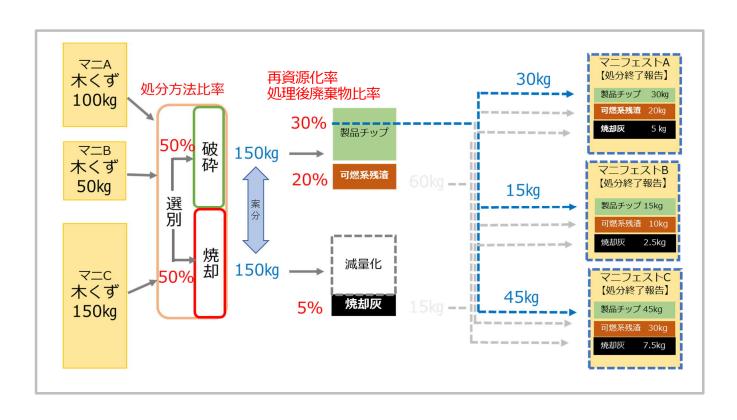


図 2-10 複数のマニフェストの廃棄物を合わせて処分する場合の考え方

類型 6 混合廃棄物等で再資源化物が複数生じる場合

• 混合廃棄物のように複数の再資源化物を生じる場合には、それぞれについて再資源化率を設定し再資源化量を算出する。

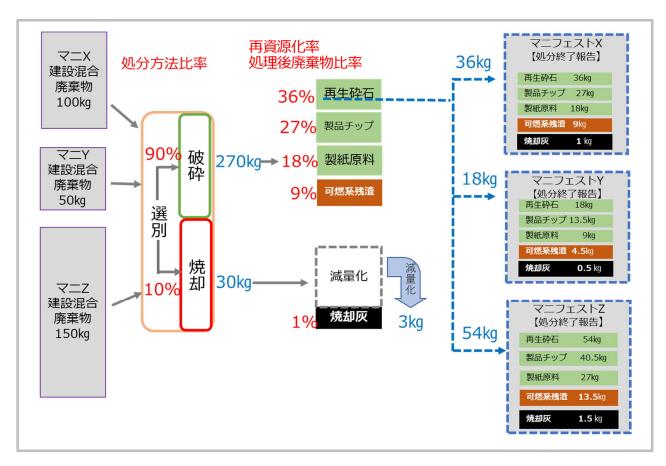


図 2-11 再資源化物・処理後物廃棄物が複数生じる場合の考え方

2-3 処分業者ヒアリング結果の概要

処分方法等の入力必須化(案)への対応可能性と課題に関して、本年度の処分業者ヒアリングで得られた回答を類型ごとに整理し以下に示す。

ただし、以下の記載は業界としてとりまとめた総意ではなく、ヒアリングに協力いただいた個々の 処分業者のマニフェスト実務担当者等の見解である。

(1) 制度変更に対する意見・感触

処分方法等の入力必須化(案)の趣旨・意義については、本年度のヒアリングでは反対意見はな く、以下のような見解が示された。

- 実務上の課題はあるが、趣旨には賛同する。
- 処分業者にとっては大変だが、排出事業者にはメリットがあるのだろう。
- 大手ゼネコンやハウスメーカーからの問合せ(中間処理後の物の行き先、再資源化率等) に電子マニフェストデータで回答できるなら役に立つ。
- 趣旨については共感する部分が多い。頑張っている事業者が評価される仕組みは必要。担 当者が日々の業務に対応することで見える化が進むなら望ましいことである。

(2) 個々の入力項目に対する意見・感触

a) 受入量の把握状況に係る指摘事項

受入時に台貫で重量を実測しているが、測定は車両毎であり、以下のような廃棄物では、廃棄物 種類毎、マニフェスト毎の重量の把握が課題となる場合がある。

- 積み合わせで搬入される小口の廃棄物(薬品・試薬類、感染性廃棄物、その他)でマニフェストに記載される単位が(個・台)などの場合がある。
- 排出事業者が処分業者における計量値の入力(処分業者を数値の確定者とすること)を嫌う場合がある。

b)「処分方法」の入力に係る対応可能性と指摘事項

「処分方法」の入力について対応困難との回答は見られなかったが、課題として以下の点が指摘された。

- 処分方法の名前の付け方を統一できると有難い。
- テキスト入力だと名称のばらつき、入力の手間やミスがあるため、当社では選択式を基本 としている。処分方法名を手入力していたが、集計上の課題があり、予め登録する基本設 定からの選択式とした経緯がある。

c)「処分方法毎の処分量」の入力に係る対応可能性と指摘事項

「処分方法毎の処分量」の入力について対応困難との回答は見られなかった。

d)「中間処理後物の種類と量」の入力に係る対応可能性と指摘事項

①実測に基づく値の入力可能性

中間処理後物(再資源化量、中間処理後廃棄物)は、引渡し時に実測されているが、その頻度 は週1回~数か月に1回程度であり、処分終了報告において、中間処理後物の実測に基づく値を 入力するのは困難とみられる。ただし、次のように実測に基づく値の入力も可能ではないかと思 われる例も少数ながら見られた。

- 焼却専業の処分業者で、処分量の計量(施設投入時)、中間処理後物量の計量(燃え殻・ばいじんを受ける箱・フレコン交換時の計量)をほぼ毎日行っている例がある。
- 産業廃棄物税(処分業者の特別徴収方式)の制度がある自治体では、排出事業者からの徴収額、自治体への納付額の算出のため、排出事業者ごとの埋立処分量や焼却処理量(t単位)が必要となるため、処分業者が集計を行っている。

②「中間処理後物量/受入量」の比率を用いて算出する場合の課題

「中間処理後物量/受入量」の比率を用いて算出することは可能との回答が多いが、併せて以下のような課題が挙げられた。

- 混合廃棄物を均質とみなし、一次マニフェスト毎の処分量に応じて処理後物量を案分する と、実際の廃棄物には含まれていなかったはずの処理後物が紐付いてしまう等、個々の排 出事業者の理解を得にくい報告値となってしまうケースが懸念される。
- 受け入れた廃棄物の銀含有率に応じ、排出事業者に売却益を還元しているが、マニフェスト毎の割り付けが難しい。精算が絡むため慎重な取扱いが必要。
- 「中間処理後物量/受入量」の比率を用いて算出した中間処理後物量と、中間処理後物の 実測値の整合が取れなくなるケースが見られた。
- 混合廃棄物、積み合わせで搬入される小口の廃棄物等については、「処理後物量/受入量」 比率をより適切なものとするため、より細かな内訳毎の把握が必要になる。
- 木くずの場合、高グレード品は破砕処理、低グレード品は焼却処理され、排出事業者ごと・マニフェストごとに破砕と焼却の内訳が異なるため、パターン設定に工夫が必要となる。
- 排出事業者が(二次マニフェストの処理委託先も含め)全量リサイクルを要請し、100% リサイクルの証明書を出しているケースがある。電子マニフェストの処分終了報告(二次 マニフェストの処理委託先でのリサイクルは含まない)と従来の説明との相違に関する指 摘が懸念される。
- 混合廃棄物の内訳毎のパターン設定やその適用にはスキルが必要となる(負担が増えるのではないか)。
- ごく微量の物まで算出・入力すると膨大な手間が掛かるが、全国的な再資源化量の把握に は意味のない値である。ごく微量の物まで入力する必要はないのではないか。

e) 積替保管場所の経由有無による違いに係る指摘事項

積替保管場所では、有価物の拾集、混合廃棄物の簡易選別が行われ、量の変化が生じる場合があるが、さほど大きな変化はなく、本年度のヒアリング結果では、積替保管場所の経由有無による顕著な違いは確認されていない。

(3) システムに対する意見・要望等

処分方法等の入力必須化に伴う事務負担軽減等のため、以下の要望が挙げられた。

- 登録内容を修正する際、排出事業者の承認を得る作業が大きな負担となっている。包括的な事前承認の仕組みをつくり、一定限度内の修正は都度承認を不要とすることはできないか。
- 入力時のエラーチェックなど入力支援機能を充実してほしい。
- 電子マニフェストのレイアウトを紙マニフェストに近づけることはできないか。紙マニフェストになじみのある事業者の電子マニフェストへの移行促進にも有効と思われる。
- 入力画面や管理画面のレイアウトをカスタマイズできるとよい。例えば、破砕のみ行っている処分業者には関連画面のみ表示されるなど。
- 電子契約情報を紐付け、契約内容に合う選択肢以外は選べないようにできないか。
- WEB 方式と EDI 方式で操作方法に大きな違いがないこと。
- JW センターのサポート (問合せ対応等) があること。
- 熱回収の実施をアピールする手段があるとよい。

ヒアリング対象ごとのヒアリング結果概要を次頁以降の表に示す。

		我とし ピノブノブ mi 木が支 、	1/4/ 第1四安貝云削りした	ノンノルス	
処分業者等	A社	B社	C社	D社	E社
処分方法(業許可	破砕、選別、造粒、溶融、	破砕、減容固化、圧縮、圧縮	破砕、破砕・圧縮梱包、破	破砕、圧縮梱包	中和、脱水、焼却、溶融
上の事業範囲)	切断、圧縮梱包	梱包	砕・減容、切断、切断・破		
			砕、選別、圧縮、圧縮梱包		
優良認定の有無	有	有	有	有	有
電子マニフェス	・電子の比率は約7割。建廃	・電子の比率は、1次で90%程	_	_	・電子の割合は、排出事業者数
トの使用状況等	(特に大手) は電子、地場産	度、2次で50%程度。			で4割程度、マニフェスト件
	業は紙が多い。	・紙マニフェストの内容も電子			数で3割程度。スポット客や
		化し、紙と電子のデータを一			行政からの受入れは紙が多
		元管理している。			٧٠°
受入量の把握状	・処理量は、(荷下ろし当日か	・施設搬入時に展開検査を行	・建廃処理業者の場合、排出事	・建設廃棄物の廃棄物量や料金	_
況等	翌日) 機械に入れるときに実	い、混合廃棄物の内訳(産廃	業者が大手元請なら分別排出	単価は概ねm³単位であり、社	
	重量がわかる。	20分類より細かな区分)を目	され、混合廃棄物もがれき主	内システムでも容積で管理す	
		視等で把握・入力している。	体、木くず主体等に分別して	る場合がほとんど。行政報告	
		・混合廃棄物は、がれき主体、木	処理するため、搬入物の素材	等で重量が必要な場合は換算	
		くず主体など、ある程度分け	構成を概ね把握している。	係数を用いて算出している。	
		て施設に投入している。	・シュレッダー業者は、搬入物	・目視で判別できるものは単品	
			の素材構成の把握が難しい。	(廃プラ、木くず、がれき類	
			また、事前選別せず破砕機に	等)として登録し、混合廃棄	
			かけるため、処理後物(金属、	物は、新築系、解体系のよう	
			プラ等) がどの搬入物に由来	に類型化し、内訳比率をマス	
			するか推定し難い。	ターで設定している。	
処分方法等の入	・反対はしないが、事務的な負	・優良産廃業者(「産業廃棄物の	・対応には苦労しそうだが、パ	・単品で複数品目の搬入があっ	・「中間処理後物の種類と量」に
力必須化への対	担がどの程度増えるのか、軽	一連の処理の行程」フローを	ターン登録の機能があるなら	た場合、計量は1車毎に行い、	ついては同業の理解を得るの
応可能性の見通	減できるか、が問題。	作成している)なら、「中間処	対応可能かもしれない。	廃棄物種類毎の計量は通常行	は難しいのではないか。
し等	・複数地点で積み込む場合な	理後物の種類と量」について	・小型家電は、年次報告のため	わないため、重量ベースでは	・事務負担が大きく、生産性向
	どはドライバーの目検にな	も、簡易な形なら対応可能で	歩留りテストを年1回行って	受入量の内訳把握が難しい。	上や労働環境改善と矛盾する
	る。台貫に乗ったものを見て	はないか。	おり、処理後物の種類毎の量	・重量ベースで管理する場合、	方向ではないか。
	案分する。数量を正確に記載		を把握している。素材構成も	受入量と処理後物量の整合が	・趣旨は理解するが、使えるデ
	することは難しい。		概ね均一でマニフェスト毎の	とれないと説明が難しい。排	ータになるか、メリットが負
			案分もしやすいと思われる。	出事業者から「減った○kg は	担に見合っているか疑問。
				どうなったのか」といった問	
				合せを受ける場合がある。	

Ν	ے
٠,	ĭ
7	_

処分業者等	A社	B社	C社	D社	E社
処分方法(業許可	破砕、選別、造粒、溶融、	破砕、減容固化、圧縮、圧縮	破砕、破砕・圧縮梱包、破	破砕、圧縮梱包	中和、脱水、焼却、溶融
上の事業範囲)	切断、圧縮梱包	梱包	砕・減容、切断、切断・破		
			砕、選別、圧縮、圧縮梱包		
優良認定の有無	有	有	有	有	有
「処分方法」の入	・処分方法の入力はできると	・実務上の懸念は特段ない。	・実務上の懸念は特段ない。	・テキスト入力だと、名称のば	・実務上の懸念は特段ない。
力に係る対応可	思っている。			らつき、入力の手間やミスが	
能性と課題	・名前の付け方を統一できる			あるため、当社システムでは	
	とありがたい。産廃協でも建			選択式を基本としている。	
	設廃棄物の名前の統一を図			・処分方法名を手入力していた	
	ろうとする動きもある。			が、集計上の課題があり、予	
				め登録する基本設定からの選	
				択式とした経緯がある。	
「処分方法毎の	_	・当社社内システムでは、混合	・1 件のマニフェストに「破砕」	_	・廃棄物種類別かつ処分方法別
処分量」の入力に		廃棄物の内訳毎に処分方法を	と「切断」が併存することは		にマニフェストを分けている
係る対応可能性		把握しているが、その積み重	ないが、「破砕」と「破砕・減		ので、1件のマニフェストに
と課題		ねとして処分方法毎の処分量	容」の併存はある。		複数の処分方法が含まれるこ
		を算出することは可能。	・処分方法毎の処分量を算出す		とはない。
			ることは可能。		
「中間処理後物	・処分終了報告までに処理後	・中間処理後物の種類毎の量	・中間処理後物の種類毎の量	・中間処理後物の種類毎の量	・工程上、再資源化量を実測で
の種類と量」の入	の実重量を把握するのは難	は、引き渡す際に計量してい	は、引き渡す際に計量してい	は、引き渡す際に計量する。	きるのは週1回程度で、処分
力に係る対応可	LV.	る。頻度は概ね週1回程度。	る。	頻度は概ね月1回程度と思わ	終了報告期限(3 営業日以内)
能性と課題	・排出事業者毎に搬入物を類	・混合廃棄物の内訳毎の「処理	・月次や年次など一定期間毎の	れる。	には間に合わない。
	型化し、類型毎の内訳構成比	後物量/処理量」をもとに中	値は把握可能だが、個々のマ	・1次マニフェスト群の廃棄物	・廃棄物種類別かつ処理方法別
	(Aランクは 70:30、Bラ	間処理後の量を推定できる。	ニフェスト毎の値をどう算出	受入量とそれに対応する2次	にマニフェストを分けている
	ンクは 50:50、等)を決め	・廃棄物の卒業基準が自治体に	するかが課題。	マニフェスト群の処理後物量	が、それでも複数の薬品・廃
	て算出するしかない。	よって異なり、「売却までは廃	・「受入量×処理後物比率」で処	を比較して減容化率を算出し	液等が含まれ、内訳や濃淡が
	・破砕処理でも、処理前と処理	棄物」という考え方の自治体	理後物量を算出するために	ている。	様々なため、一律の中間処理
	後の重量が 5~10%程度変	では、有価物量が確定するま	は、搬入物の素材構成をもう	・当初は品目に応じて減容化率	後量比率の設定は難しい。
	化することはある。熱が発生	で時間がかかる。	少し把握・類型化(金属の比	を設定して処理後物量を算出	・ごく微量の物まで算出・入力
	する工程では水分が抜けて	・混合廃棄物を均質とみなし、	率に応じたグレード区分等)	していたが、実測による処理	すると膨大な手間が掛かる
	軽くなる、水をかけて処理す	1次マニフェスト毎の処分量	しておくことが課題となる。	後物量と整合がとれなくな	が、全国的な再資源化量の把
	る工程では重くなるなど。	に応じて処理後物量を案分す		り、現行方式に変更した経緯	握には意味のない値である。
		ると、実際の廃棄物には含ま		がある。	・受け入れた廃棄物の銀含有率

処分業者等	A社	B社	C社	D社	E社
処分方法(業許可	破砕、選別、造粒、溶融、	破砕、減容固化、圧縮、圧縮	破砕、破砕・圧縮梱包、破	破砕、圧縮梱包	中和、脱水、焼却、溶融
上の事業範囲)	切断、圧縮梱包	梱包	砕・減容、切断、切断・破		
			砕、選別、圧縮、圧縮梱包		
優良認定の有無	有	有	有	有	有
		れていなかったはずの処理後		・混合廃棄物 (解体系) は工事種	に応じ、排出事業者に銀売却
		物が紐付いてしまう等、個々		別(木造/RC、外装/内装工事)	益を還元している。銀含有率
		の排出事業者の理解を得にく		によって組成がかなり異な	のグレードは何通りもあり、
		い報告値となってしまうケー		る。廃プラスチック類等の単	マニフェスト毎の割り付けが
		スが懸念される。		品でもマスター設定と実態の	難しい。精算が絡むため安易
				差が大きいことがある。	な計算・報告はできない。
システムに対す	・登録内容が正確で、請求書作	・再資源化量が確定した後に報	・JWNETと電子契約情報を紐	_	・電子マニフェストは急な引き
る意見・要望等	成まで一体化できるなら、便	告内容を修正するケースも想	付け、契約内容に合う選択肢		合いに対応し難い。スポット
	利で賛同されると思われる。	定し、処分業者が必要に応じ	以外は選べないようにできな		利用に使える使い捨て ID の
	・排出事業者の協力(分別排出	修正しやすい方法としてほし	んべん		ような仕組みがあるとよい。
	や費用負担等)も必要。	<i>V</i> %	・混合廃棄物の内訳を予めパタ		・処理後の流れ(2次マニフェ
			ーン登録しておき、パターン		スト、3次マニフェスト)に
			を選択すれば「金属くず:廃		ついて、顧客への説明に苦労
			プラ:ガラスくず:木くず」等		している。処理後物の量を処
			の構成比が自動入力されるよ		分終了報告に載せた場合、排
			うな機能があれば負担軽減に		出事業者からの問合せ増加が
			役立つかもしれない。		懸念される。処理後物量の算
					出根拠となる手引きがあれ
					ば、顧客への説明にも有効か
					もしれない。

表 2-4 ヒアリング結果概要(2/4) 第1回委員会後のヒアリング結果

to a state	女とす こ ノンノ 仲口		
処分業者等	F社	G社	H社
処分方法(業許可	破砕、選別、圧縮、減容、選別、堆肥化、脱水、	焼却、破砕、切断、圧縮、乾燥、固形燃料化、堆肥化、切	破砕、混錬固化、圧縮、選別破砕
上の事業範囲)	油水分離、中和	断・破砕・選別、圧縮	
優良認定の有無	有	有	有
電子マニフェス	・1日当たりマニフェスト件数は、紙が50件、電子30	・1日当たりマニフェスト件数は50~60件程度で、う	・紙と電子の内訳は7:3程度。年間で、電子は10,500
トの使用状況等	~40 件程度。概ね6:4で、紙の方がまだ多い。	ち約7割が紙、約3割が電子。	件程度、紙は24,500件程度とみられる。
	・マニフェストの事務作業は、紙・電子それぞれ概ね	・マニフェスト担当者は、平日は各工場2名程度が張	・マニフェスト担当者は2名。
	1.5 人日程度。	り付くイメージ。	・排出事業者に応じWEB、EDI 両方式に対応。
	・排出事業者に応じ WEB、EDI 両方式に対応してい	・WEB、EDI両方式に対応しているが、処分終了報告	
	るが、WEB 方式が圧倒的に多い。EDI 方式は主に	はWEB方式が多い。	
	建設系。		
排出事業者から	・排出事業者から中間処理後物の種類と量のデータを	・排出事業者から再資源化の状況を聞かれるケースは	・中間処理後物の行き先や再資源化率について問合
の問合せ状況等	求められるケースは何件かある。再資源化率の問合	頻繁にある。コロナ禍のためアンケートで回答を求	せを受けることがある。
	せが増えてきている印象。	められるケースも増えている。	・優良認定業者の公表資料(一連の処理の行程)に類
	・産廃ネットでの公表情報を参照いただく等で対応し		似の社内資料で回答しているが、電子マニフェスト
	ている。		データで回答できれば役に立つ。
			・廃棄物の処分等に伴う GHG 排出量について問合せ
			を受けたことはない。
受入量の把握状	・受入時に台貫で重量を実測している。	・受入量は計量システム (統合システム) で管理してい	・受入時に重量を実測するとともに、目視検査で廃棄
況等	・排出事業者が廃棄物量を容積で入力している場合や、	る。数量の確定は処分側で実施することが多い。	物種類・グレードを特定する。
	排出事業者の入力値が当社の実測値と異なる場合	・実測値のマニフェストへの反映はケースバイケース	・排出事業者が記載する廃棄物量は概ね㎡単位。契約
	は、実測値(重量)を入力する。8割方は当社が確定	である。	書の予定数量や単価は概ね t 単位だが、混合廃棄物
	者となる。	・排出事業者にはできるだけ重量単位での入力を依頼	はm³単位。
	・混合廃棄物の比率が多く、「一連の処理の行程」では	し、重量ベースが多くなってきた。契約も重量単位	・実測に基づく正味重量をマニフェストに入力して
	受入量の62%程度が混合廃棄物(廃プラ、紙くず、	(kg)が多いが、容積単位(m³)もある。	いる。
	木くず、金属くず、ガラコン、がれき類)。	・混合廃棄物の受入れは少なく、混合廃棄物であって	・当社は建設系廃棄物を取り扱っているが、混合廃棄
	・混合廃棄物の手選別後の内訳(目視)を処分日報で記	も、事前にある程度分けてから搬入されるケースが	物の受入量は少なく、メインはがれき類(ほぼ単一
	録しており、内訳は概ね把握できる。	ほとんど。	種類)と木くず(複数グレードあり)。
			・混合廃棄物は、積替保管場所で簡易選別を行い、組
			成を把握している。
処分方法等の入	_	・主旨は理解できるが、現場の負担が大きくなること	・混合廃棄物は内訳が様々であるため、「混合廃棄物
力必須化への対		は止めていただきたい。本提案への対応はそれなり	の処理後物比率」は設定困難で、内訳種類毎に見る

C	\sim
N	١,

処分業者等	F社	G社	H社
処分方法(業許可	破砕、選別、圧縮、減容、選別、堆肥化、脱水、	焼却、破砕、切断、圧縮、乾燥、固形燃料化、堆肥化、切	破砕、混錬固化、圧縮、選別破砕
上の事業範囲)	油水分離、中和	断・破砕・選別、圧縮	
優良認定の有無	有	有	有
応可能性の見通		の負担増になるとみている。	必要が生じるのではないか。
し等			・木くずは、受入時のグレードも処理後の用途も複数
			あり、手選別が多様なこと、降雨等で重量が変わり
			やすいことから、パターン設定に工夫が必要。
			やらないと損する、やるとメリットがある、という
			ような分かりやすい大義名分が欲しい。
「処分方法」の入	・実務上の懸念は特段ない。	・処分方法の入力は可能。	・現行コード案から選択可能。単一選択なら破砕だ
力に係る対応可	・1件のマニフェストに含まれる処分方法(並列) は概	・JW 案 (処分方法コードは行為を表す名称で統一) で	が、複数選択できれば、許可証の記載に近くなり入
能性と課題	ね数種類まで。	も入力可能だが、「RPF 化(固形燃料化)」のように	カレやすい。
	・最も長い直列は、「選別→破砕→圧縮→減容」(処理後	事業者にわかりやすいコード分類もあった方がよ	・混合廃棄物以外の処分方法は決まっている。「選別
	物はRPF)。	٧٠°	⇒破砕」はほぼ共通で、あとは「圧縮」するかどう
			か。処分方法の種類(並列)はさほど多くない。
「処分方法毎の	_	・混合廃棄物の受入れは少なく、排出事業者に応じ処	_
処分量」の入力に		分方法が決まっていることが多いため、処分方法が	
係る対応可能性		複数になるケースは少ない。	
と課題			
「中間処理後物	・中間処理後物(再資源化物、中間処理後廃棄物)は引	・廃棄物の受入量、有価物の持出量は、台貫で実測し、	・中間処理後物は引渡し時に計量している。
の種類と量」の入	渡し時に計量している。	計量システム(統合システム)で管理している。	・再資源化物(木くず等)は一般貨物運送事業を営
力に係る対応可	・「処理後物量/受入量」を算出することはできるが、	・有価物量は、売却先の受入れ確認後に確定するため、	むグループ会社が出荷時に計量。
能性と課題	混合廃棄物は内訳が様々であり、「処理後物量/受入	概ね月単位で集計。	・中間処理後廃棄物は当社が引渡し時に計量。
	量」のばらつきが大きいと思われる。パターン設定に	・実測に基づく値を処分終了報告に反映するのは困難	・混合廃棄物の処理後の用途・行き先は、廃プラ中
	は混合廃棄物の内訳種類毎の把握が必要になるかも	だが、比率で按分するなら可能性もなくはない。	の塩素の含有有無等で異なる。用途毎に計量する
	しれない。	・なお、焼却施設では処理量をデジタルで管理してい	のは数か月に1度以下の頻度になる。
	・難しい点は多々あるが、WEB 方式と EDI 方式で操	るが、それ以外の破砕施設などでは把握していない。	・同じ木くずでもグレード(柱材、パレット、木くず
	作方法が大差なく、JW センターのサポート (問合せ		A、B、C等)によって比率が異なる。処理料金もグ
	対応等)があれば対応できるのではないか。		レード毎に設定している。
	・入社後1年以内の新人からマニフェスト事務を担当		・実績値から「処理後物量/受入量」を計算すること
	しているが、中間処理後物比率の設定・選択等には従		はできるが、廃棄物の質の変化を踏まえた見直しが
	来よりマニフェスト担当者の知識・スキルが求めら		必要。例えば、旧来の日本家屋の解体廃棄物が減る
	れ、実務上課題になりそう。		と、無垢材 (製紙原料に使える) が減り、集成材 (燃

上(7)事業範囲)	油水分離、中和	断・破砕・選別、圧縮	
優良認定の有無	有	有	有
			料用チップとなる)が増えるなど。
帳簿等の作成方	・帳簿は処分日報のデータを基幹システムに入力・集	・帳簿は計量システムと連動して自動的に作成できる	・アナログデータを集計していたが、来年システム構
法等	計して作成している。	ようになっている。	築予定。
	・受入量の季節変動はあるが、処分方法や中間処理後	・処理フローは優良産廃業者の報告時に作成してい	
	物の比率についてはさほど顕著な季節変動は思い当	వ 。	
	たらない。	・季節変動ではないが、有価物の搬出量は相場等に応	
		じ変動する。	
システムに対す	・入力時のエラーチェックなど入力支援機能を充実さ	・登録内容を修正する際、排出事業者の承認を得る作	・電子マニフェストのレイアウトを紙マニフェスト
る意見・要望等	せてほしい。例えば、焼却施設のない事業場で焼却を	業が大きな負担になっている。包括的な事前承認の	に近づけることはできないか。紙マニフェストにな
	選択したらエラーが出る、祝日も考慮して入力期限	仕組みをつくり、一定限度内の修正は都度承認を不	じみのある事業者の電子マニフェスト移行促進に
	(3 営業日)のアラームが出るなど。	要とすることはできないか。	も有効と思われる。
		・複数のマニフェストを効率的に一画面で入力できる	・レイアウトをカスタマイズできるとよい。例えば、
		システムになっていないため、入力の負担が大きい。	破砕のみ行っている業者は画面を関連項目のみに
			絞るなど。
積替保管場所の	・当社で受け入れる廃棄物の多くは積替保管場所を経	・受け入れる廃棄物の収集運搬は、自社運搬が4割、	・積替保管場所経由の場合、有価物拾集、混合廃棄物
経由有無による	由する。	外部業者が6割程度。	の簡易選別により、量の変化が生じるが、さほど顕
違い	・積替保管場所で行う有価物拾集のため、積替保管前	・自社運搬の場合、中間処理施設以外の積替保管場所	著な量の減少はなく、中間処理施設における受入時
	1		

で有価物を回収することはない。

账。证法。说则 工统

G社

焼却、破砕、切断、圧縮、乾燥、固形燃料化、堆肥化、切

H社

の計量が基準となるため、大きな支障とはならない

ものと考えられる。

破砕、混錬固化、圧縮、選別破砕

処分業者等

処分方法 (業許可

F社

後で重量が異なるが、金属スクラップや消火器を抜

き取る程度で、さほど顕著な減少はない。

破砕、選別、圧縮、減容、選別、堆肥化、脱水、

油水公解 由和

表 2-5 ヒアリング結果概要(3/4) 第1回委員会後のヒアリング結果

処分業者等	I 社	J社	K社
処分方法(業許可	脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、	焼却	焼却、破砕
上の事業範囲)	造粒固化、溶融、減容固化、最終処分(管理型)		
優良認定の有無	有	有	有
電子マニフェス	・年間のマニフェスト件数は、a事業所で 2000 件程	・電子と紙の比率は、件数は半々、重量は電子の方が多	・電子マニフェストの比率は7割程度。電子マニフェ
トの使用状況等	度、b事業所で500件程度。a事業所は電子が大半、	Ų ٠¸	ストのうち WEB 方式と EDI 方式 (イーリバース
	b 事業所は紙の方が多い。	・感染性廃棄物は紙マニフェストが多い。	が多い)は半々程度。
	・電子マニフェスト担当者は1名。紙マニフェストは	・WEB 方式のみ対応。 EDI 方式は使っていない。	・処分終了かどうかの判断は日付で区分している。
	他の担当者がいる。	・マニフェスト関連事務の担当者は2名。うち1名は	・複数マニフェストの処分終了報告を一括して行う
	・電子マニフェストはWEB方式のみ対応。	ほぼ専従。	機能を使用している。
		・処分終了報告は、先入れ先出しを前提として、処理量	・マニフェスト関連の事務は回答者がほぼ1人で対
		(施設投入時に計量) の分だけ処分終了とする。紙も	応。
		電子も1つの帳簿で管理。	
排出事業者から	・排出事業者等からの問合せ状況は(ヒアリングに対		・当社で受け入れている廃棄物の多くは解体系の建
の問合せ状況等	応いただいた電子マニフェスト担当者は)わからな	いて問い合わせを受けることはある。	設廃棄物である。新築系はほとんど受け入れていな
	ν _°		い。当社の本業は解体工事業であり、当社の廃棄物
			とともに他社が排出する廃棄物も受入れ処理して
			いる。
			・排出事業者数社(大手ゼネコン)から再資源化率の
			報告を求められることがある。中間処理後廃棄物の
			処理委託先における再資源化も含めて算出した再
			資源化率を報告している。
			・エコアクションで再資源化率の目標を設定してお
			り、100%電子マニフェストで再資源化率が算出で
			きるようになれば、目標達成状況の把握に役立つ。
			・コンセプトへの反対意見はない。予めパターン設定
ST B S IN ID. ID	THE AMERICAN		しておけば処分終了報告がやりやすくなる印象。
受入量の把握状		・受入時に台貫で実測する。排出事業者での計量結果	・処分業者が数量の確定者となる場合が比較的多い。
況等	・当社の実測値をマニフェストの記載と突き合わせて	(計量表) と照合の上、当社での実測値をマニフェス	その場合、受入時に計量した値を入力する。ただし、
	著しい相違がないか確認の上、全ての電子マニフェ	トに記載することが多い。	排出事業者が処分業者における計量値の入力を嫌
	ストに、当社実測に基づく重量を入力。当社が確定者	・当社が確定者となることが多い。	う場合がある(社内データ整合上の都合と思われ
	になっていない場合もある。	・マニフェストの廃棄物量は重量単位の記載が大半。	る)。
	・排出事業者がマニフェストに記載する廃棄物量は容	社内システム上も重量単位が基本。	・受入量の単位は「重量:容積≒8:2」くらい。排

処分業者等	I社	J社	K社
処分方法(業許可	脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、	焼却	焼却、破砕
上の事業範囲)	造粒固化、溶融、減容固化、最終処分(管理型)		
優良認定の有無	有	有	有
	量と重量が混在。	・感染性廃棄物は「個」単位もあり。計量は車両毎。1	出事業者が契約の単位に合わせる場合が多い。受入
	・社内システム上は重量単位が基本。契約が容量単位	個毎の重量が必要な場合は案分するしかない。	量の約9割を占めるがれき類はトン単位が多いた
	の場合は、備考欄に容量を入力する。		め、全体に占める比率もトン単位が多い。
	・複数の排出事業者の廃棄物が1台の車両に積合せで		・ガラス・陶磁器くずの換算係数は種類により大きく
	搬入される場合がある。その内訳は、現場での選別過		異なり(例えばALC等)、どこまで細かく分けて把
	程で把握しており、搬入時点ではわからない。受入量		握するかが課題。
	は車両毎に計量しており、マニフェスト毎の内訳は		・混合廃棄物の組成は、現物を見て(展開検査を行
	実測していない。ただし収集運搬業者がマニフェス		い)、内訳を概数(m³単位)で把握している。
	ト毎に計量しているケースもある。		※優良認定業者の公表資料(処分実績)でみると、混
			合廃棄物の受入量は受入量全体の数%程度。
処分方法等の入	・積合せで搬入される小口の廃棄物は内訳が様々で、	・趣旨には共感する。担当者が日々の業務に対応する	・「処分の方法」、「処分の方法ごとの処分量」の入力
力必須化への対	パターン設定・選択が難しいと思われる。	ことで見える化が進むのは望ましいこと。	は可能と思われる。
応可能性の見通	・県産業資源循環協会 (ヒアリング同席) よりコメント	・パターン登録等の入力支援策があっても事務負担増	・「中間処理後物(再資源化物と中間処理後廃棄物)
し等	あり。「会員処理業者から人手不足で苦労していると	は不可避。	の種類と量」の入力には課題がある。
	の話を聞く。事務負担増はできれば避けたいところ。		
	I社より対応の難しい処理業者もある点に留意いた		
	だきたい。」		
「処分方法」の入	・処分方法は排出事業者毎に概ね決まっており、処分	・処分方法は「焼却」のみであり、コード選択に支障は	・処分方法は「焼却」と「破砕」のみであり、現行コ
力に係る対応可	方法の選択はできそう。	ない。	ード案から選択可能。
能性と課題		・前処理はなし。焼却の後工程で選別を行っているが、	・「破砕」に伴い「選別」も行っているが、「選別」の
		マニフェストに記載するべき処分方法は「焼却」のみ	許可は受けていない。「選別」を行うのは、鉄筋コン
		と思われる。	クリート(がれき類)を受入れた際に、重機でコン
			クリートガラと金属くずに分けるケースくらい。
「処分方法毎の		・処分方法は「焼却」のみ。処分方法の枝分かれはな	・がれき類の受入れが最も多く、受入量の約9割を占
処分量」の入力に	当者の協力があれば対応可能と思われる。	V %	める。がれき類の処分パターンは1通り。100%破
係る対応可能性			砕し、粒度調整して、100%近く再生砕石になる。
と課題			・焼却を行う廃棄物は木くずのみ。木くずの9割が焼
			却、グレードのいい1割は破砕。マニフェストごと
			にみると焼却と破砕の内訳は異なる。
「中間処理後物	・中間処理後物 (再資源化物と中間処理後廃棄物) の量	・主な処理後物は、燃え殻、ばいじん、金属くず(有価	・「一連の処理の行程(建設廃棄物処理フロー図)」で

C	\sim	
C	\sim	

処分業者等	I社	J社	K社
処分方法(業許可	脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、	焼却	焼却、破砕
上の事業範囲)	造粒固化、溶融、減容固化、最終処分(管理型)		
優良認定の有無	有	有	有
の種類と量」の入	は引渡し時に計量している。作業日報を見れば、引渡	物) の3種類。	「売却」とあるもの以外は廃棄物。
力に係る対応可	し以前に処理後物の種類と量が分かるかもしれな	・燃え殻・ばいじんは、受ける容器 (箱・フレコン) を	・現在の再資源化率の出し方は、「帳簿上の再資源化
能性と課題	V _o	交換する都度計量。引渡し時にも計量。計量頻度はほ	量/受入量」を算出。再資源化量には、「有価物売却
	・積み合わせで搬入される小口の廃棄物は内訳が様々	ぼ毎日。	量」のほか「中間処理後廃棄物の処理委託先におけ
	でパターン設定・選択が難しい。	・金属くず(有価物)は、引渡し時に計量。計量頻度は	る再資源化量」も含む。月次で集計。
		ほぼ毎週。	・有価物売却量は、実測する場合と推定による場合が
	※ I 社は、優良認定制度の公表事項「直前 3 年間の産	・受入れる廃棄物の灰分等の分析は月1回程度実施。	ある。
	業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量」として、「処	ばいじんはキレート剤の添加量多め。	・がれき類から生成する再生砕石の量は、がれき類
	理後の産業廃棄物の持出先及び処分方法毎の処分	・処理後物比率 (残さ率) は、①雑芥、②液もの、③感	の受入量にほぼ等しいものとみなす。
	量」 (再生利用も含む) の月次集計値を公表している。	染性廃棄物、に分けて設定する必要がある。年間通し	・木くず破砕チップの売却量は計量している。
	「中間処理後物の種類と量」の入力にはマニフェス	てみればある程度の幅 (5~25%) に収まるが、マニ	・パターン設定・選択が難しいのは以下の廃棄物では
	ト毎の案分が課題と思われる。	フェスト毎には誤差があり、引渡し実績の集計値と	ないか。(記録者所感)
		帳尻が合わないおそれがある。	・混合廃棄物・・・・ 内訳が様々。「混合廃棄物の処
			理後物比率」は設定困難で、内訳種類ごとに見る
			必要が生じるのではないか。
			・木くず ・・・ 高グレード品は破砕処理、低グレ
			ード品は焼去処理され、排出事業者ごと・マニフ
			ェストごとに破砕と焼却の内訳が異なるため、パ
			ターン設定に工夫が必要。
帳簿等の作成方	・優良認定の公表資料は(おそらく帳簿や、処理業者の	・帳簿や処理フローは社内システムに入力したデータ	・月による中間処理後物比率(中間処理後廃棄物量/
法等	実績報告のデータも)、社内システムに入力したデー	をもとに作成。	受入量)の変動はあまりない。
	タを集計して作成している。	・「金属くず」や「がれき類」(一体不可分に混入してい	・県の処分実績報告では中間処理後廃棄物、有価物量
		るものに限る)の許可も受けている。処理後物とバラ	を書かせている(単位は「t又はm3以外の単位
		ンスをとるため。	(台、袋、枚、本、個等)については、t又はm3
		・中間処理後物比率は降雨の多いとき少ないときで多	に換算して記載」)。年間集計値であれば算出に支障
		少差がある。	ないものと考えられる。
システムに対す	・処分報告で「中間」と「最終」の区分登録を間違えて		・事務負担がどの程度増えるかはシステムの使い勝
る意見・要望等	しまうなど、うっかりミスの修正がすぐにできると	が悪いように見えるが、金属くず(2~3%混入)や	手による。システムの改善要望は例えば下記。
	助かる。	がれき類の混入があるため。処分終了報告で排出事	・排出事業者が修正してくれない(修正を承認してく
	・排出事業者への対応に苦労している。	業者に誤解が生じない伝え方を工夫したい。	れない)際の連絡(督促)が手間。電話で連絡(督

処分業者等	I社	J社	K社
処分方法(業許可	脱水、乾燥、破砕、圧縮梱包、固化、発酵、切断、選別、	焼却	焼却、破砕
上の事業範囲)	造粒固化、溶融、減容固化、最終処分(管理型)		
優良認定の有無	有	有	有
	・予約登録のまま放置され、本登録が遅れることがあ	・熱回収の実施をアピールする手段があるとよい。(現	促)しないとなかなか承認してくれないなど。
	ි	状では廃棄物熱回収施設設置者認定制度の活用やマ	・通知を見た(確認済み)という意味で「取消」を押
	・修正には排出事業者の確認が必要で手間が掛かる。	ニフェストの備考欄への書き込み等が考えられる。)	してしまっていいか迷う。
積替保管場所の	・当社の事業所で中間処理を行う廃棄物で、積替保管	・収集運搬業(産廃、特管産廃)の許可を保有している	・本社所在地の県内に積替え保管施設あり。中間処理
経由有無による	場所を経由して搬入されるケースはない。	が、積替えの許可はない。	施設の隣接地。
違い			・積替保管場所の役割は、自社中間処理施設で受け入
			れない廃棄物(石綿含有産業廃棄物と硬質塩ビ管)
			の選別、一時保管のみ。積替保管場所を経由して自
			社中間処理施設に搬入するケースはほとんどない。

表 2-6 ヒアリング結果概要(4/4) 第1回委員会後のヒアリング結果

処分業者等	L社	M社	N社
処分方法(業許可	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	焼却、破砕、安定型埋立
上の事業範囲)			
優良認定の有無	有	無	無
電子マニフェス	・電子マニフェストの比率は2~3割くらい。紙マニ	・当社は、解体工事業者、収集運搬業者、中間処理業	・電子マニフェストは1日50件程度。電子と紙の比
トの使用状況等	フェストは専属の2名、電子マニフェストは兼務の	者、最終処分業者、すべての立場で電子マニフェスト	率は5:5程度。電子と紙を合わせたマニフェスト
	2名が対応している。	を使用している。	総数は1日100件程度とみられる。
	・電子マニフェストのうちWEB方式と EDI 方式の比	・電子マニフェストの比率は5割程度。	・電子マニフェストは、EDI 方式 (リバスタ : 旧イー
	率は5:5程度。	・電子マニフェストの件数は、年間で、中間処理 300	リバース)が多い。収集運搬も処分も7割くらい。
	・EDI 方式は主にイーリバース (現(株)リバスタ) のシ	件程度、最終処分 1900 件(安定型処分場 2 か所で	・紙マニフェストはドライバーが記入することが多
	ステムを使用。写真承認 (社員の現地立会不要) が可	それぞれ 700 件、1200 件)程度。(JW センター)	い。電子マニフェストもリバスタ (旧イーリバース)
	能で排出事業者(ハウスメーカー等)にメリットあ	・2次マニフェストは焼却残さの処理委託(月1排出)	のアプリでドライバーが入力し、排出事業者が認証
	り。回収時間指定に対応しなくてもよい点で収集運	のみであり、上記の大部分は1次マニフェスト。	することが多い模様。
	搬業者にもメリットがある。	・紙マニフェストも含めた総数は上記の2倍程度。	・電子マニフェスト担当は1名。1日5時間勤務、マ
	・1次マニフェストだけで1日250件程度。	・電子マニフェスト対応は1名が担当。紙マニフェス	ニフェスト事務で手一杯。
		トは各事業場の現場担当者が対応。	・紙マニフェストの担当は2名だが、窓口対応しなが
		・電子マニフェストのうちWEB方式とEDI方式(主	らの対応。必ずしも紙マニフェストの方が手間が掛
		にリバスタや清水建設系の独自システム)の比率は、	かっているとは言えない。
		処分終了報告は8:2程度。収集運搬はEDI方式(主	・処分終了は、作業日報の記録(に基づく社内システ
		に清水建設系の独自システム)の比率が高い。	ムのデータ)から判断。
		・電子マニフェストの交付・登録に当たっては、作成、	
		データ提供など、何らかの形で処分業者がサポート	
III of a facility to a constant		しているケースがほぼ 100%。	
排出事業者から	・排出事業者が全量リサイクルを求めてくることがあ	・データ入力の趣旨は理解する。データ入力により行	・排出事業者から再資源化率を聞かれることはまれ
の問合せ状況等	り、一番高い再資源化率を適用して 100%リサイク	政への報告が簡便になるなら役立つ。	にある。行政報告データ(年1~2回保健所に提出
	ルの証明を出しているケースがある。	・排出事業者から再資源化率を聞かれることはある	する EXCEL データ、処分実績報告と思われる)か
	・中間処理後廃棄物の委託先は複数ある。排出事業者	が、当社で受け入れる廃棄物は中間処理後に埋立処	ら概算で算出して回答している。
	から問い合わせを受けることはあるが、どのマニフ	分され、再資源化率は0である。	・県(保健所)に年1~2回、処分実績報告を提出す
	ェストで受けた廃棄物が中間処理後にどこへ行った	・現時点では再資源化率等の目標(達成度の把握に電	る。作業日報の記録(に基づく社内システムのデー
	か紐付け、排出事業者ごとに最終的な再資源化率を	マニデータが使えそうな目標)は設定していない。	タ)をもとに作成。
	把握することは難しい。	・ゼネコンの廃棄物所管部署のトップは理解している	・県には産業廃棄物税(最終処分業者の特別徴収方
	・排出事業者(ハウスメーカー)は内訳を細かく見てい	が、現場担当者が理解していない。細かな形式面にう	式、1 t あたり 1000円)の制度があり、排出事業
	る。中間処理後の行き先についてもサーマルリサイ	るさく、実質的な管理がなされていない印象。	者からの徴収額、県への納付額の算出のため、排出

処分業者等	L社	M社	N社
処分方法(業許可	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	焼却、破砕、安定型埋立
上の事業範囲)			
優良認定の有無	有	無	無
	クル不可等を求められる例がある。監査で実態との	一律の中間処理後物比率を用いて計算した値を処分	事業者ごとの埋立処分量(t単位)が必要。
	違いを指摘されることもある。	終了報告に記載した場合、排出事業者の理解が得に	・本提案の趣旨について、当社としては理解するが、
		くいケースは特段思い当たらない。	排出事業者は面倒だと思うだろう。
受入量の把握状	・1次マニフェストの場合、当社が台貫で受入量を実	・年間の廃棄物受入量は概ね5,000 m²程度。	・受入時に計量器で計量するほか、車両に付いている
況等	測し、数量の確定者となることが多いが、排出事業者	・受入量は台貫で実測し、作業日報に重量を記録。ま	計量装置で計量する場合もある。
	が計量している場合は、排出事業者を確定者とする	た、社内システムで誰が何を持ってきているかリア	・ユニック車で運搬する場合(荷姿はトン袋=フレコ
	場合もある。双方合意できるよう計量値を採用する	ルタイムで見ることができるようにしている。	ン)は、クレーンで釣り上げるときに計量される。
	ことを基本としている。	・マニフェストにも当社で実測した受入量を入力して	・コンテナ車で運搬する場合は、事業場のトラックス
	・許可対象廃棄物は8種類だが、ゴムくずはごく微量	いる。排出事業者の入力値は精度が低い。	ケールで計量。
	で実質7種類。中間処理後物は概ね14種類となり、	・受入量の確定者は当社。排出事業者の入力値は予定	・実測した受入量をマニフェストに入力している。
	種類ごとに行き先が異なる。	数量であり、処分業者の入力値が実績値であると認	・廃棄物受入量の確定者は当社(処分業者側)である。
	・木くずの場合、中間処理後物の種類(製品チップ:有	識している。	・受入れ・粗選別後、破砕処理されるもの(混合廃棄
	価物、燃料チップ:有価物、木くず:処理委託)に応	・受入れ可否は事前相談時の情報とサンプルで判断す	物、石膏ボード(別ライン))、焼却処理されるもの、
	じ、受入段階でグレードA(リサイクル)、B(中位)、	る。事前相談なしの搬入は受けていない。	埋立処分されるもの、それぞれの重量を計量し、作
	C (焼却) の3種類に分けている。	・混合廃棄物は受入量の1割程度以内。分別して搬入	業日報に記録している。
	・受入量の4~5割は混合廃棄物。内訳が把握できたも	するよう求めているが、解体工程の最後に出る分別	・焼却処理については、処理後物も計量し、作業日報
	のは単品(排出事業者と契約している品目区分ごと)	困難な残さが混合廃棄物として搬入される場合があ	に記録している。
	に分けている。混合廃棄物は、まず選別し、そのまま	る。	・建設混合廃棄物(選別後に破砕・埋立・焼却)のほ
	出すもの、破砕するもの、圧縮するものに分ける。	・当社に搬入された混合廃棄物は、展開検査・内訳把握	か、選別された状態で搬入され、直接埋立に入るも
	・混合廃棄物の内訳把握にはかなり手間が掛かる。入	の上、安定5品目は破砕処理、その他可燃物(紙く	の、直接焼却に入るものもある。
	荷から内訳把握 (展開検査) まで数日かかることがあ	ず、木くず、繊維くず)は焼却処理する。	・コンクリートガラ、石膏ボード等(単品の廃棄物)
	る。異物(PCB安定器)の確認や、市への実績報告		については、排出事業者に分別排出を依頼してい
	のために管理しているが、かなり手間が掛かってい		る。収集時に異物混入(分別不十分)が判明した場
	る。できれば報告事項はこれ以上増やしたくない。		合は、ドライバーから営業に連絡が入り、異物混入
			等のため売り物にならないと判断される場合は受
			け入れず、引き取ってもらう。
			・排出事業者の入力単位はバラバラ(重量、容積、そ
			の他が混在)だが、当社の入力(マニフェスト、社
			内システム)は実測に基づく重量に統一している。
			・混合廃棄物として受け入れるもの(搬入後に展開検

処分業者等	L社	M社	N社
処分方法(業許可	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	焼却、破砕、安定型埋立
上の事業範囲)			
優良認定の有無	有	無	無
			査・内訳把握・選別するもの) の比率は、マニフェ
			ストの比率でいうと6~7割程度。
			・大手ゼネコンの廃棄物は概ね分別排出されるが、エ
			期がタイトになってくると混合廃棄物が増える傾
			向。
			・焼却や破砕の前工程で手選別ラインがあり、10名
			以上が手選別作業を行っている。
			・混合廃棄物の組成は、工事の種類(新築か解体か)、
			建物の構造(木造(外壁材あり)か鉄筋コンクリー
			ト(外壁材無し)か)により異なる。
			・混合廃棄物の受入量の内訳については、排出事業者
			の要望に応え、マニフェストの備考欄に記載する場
			合がある。
			・混合廃棄物の受入量の内訳、中間処理後物との対応
			等のデータ管理、排出事業者へのフィードバックの
			ため、(株)JEMS のシステム(「環境将軍R」と思わ
to the last total			れる)を利用している。
処分方法等の入	・「処分方法」の入力に支障はないが、「処分方法ごとの		・「処分方法」の入力に支障はない。「処分方法ごとの
力必須化への対	処分量」と「中間処理後物の種類と量」は、1年間の	・パターン設定・選択が難しいのは以下の廃棄物では	処分量」、「中間処理後物(再資源化物と中間処理後
応可能性の見通	集計値であればできているが、個々のマニフェスト	ないか。(記録者所感)	廃棄物)の種類と量」については、課題はあるが対
し等	ごとには難しい。	・建設混合廃棄物(受入量の1割程度以内)・・・	応可能ではないか。
		安定5品目(破砕→安定型埋立)とそれ以外(焼	・受入量、電子マニフェスト使用者が増えている。1
		却)の内訳比率に応じ、中間処理後物比率が異な	通当たり入力項目が増えると負担が増えそう。
[hn/\+\/+ \/ _ 7]		る。	
「処分方法」の入力に係る対応可	・処分業許可証上の処分方法(事業の区分)は、「中間 処理(圧縮破砕、圧縮、破砕、選別)」。処分方法コー	・処分業許可上の処分方法は、破砕、破砕・溶融、安定型埋立。 処分方法コードからの選択に支障はない。	・当社の処分業許可の内容は、焼却、破砕、安定型埋立。 処分方法コードの組合せで表現できる。
一力に係る対応り 能性と課題	火型 (土土 (土土 (大土) 大土 (大土) (大	(主)生立。 火ビガ 万伝ユー トル・り リス芸八に 又 悍(よ)よい 。	立。だ刀刀伝ュートの組合されてきる。
「処分方法毎の	・市の処分実績報告で、受入量、処理委託量、売却量等	・課題はあるが、何らかの対応は可能と思われる。	・元請の業態(ゼネコン、ハウスメーカー、その他)
処分量」の入力に	・ 中の処分夫領報合で、文八重、処理安託重、元却重寺を集計・報告しており、1年間の集計値であれば把握	- 財産は300/14、1910/14/2011年1日に応4/410。	・元請の実態(ピイコン、ハリスメーカー、その他) その他の要因によって混合廃棄物の内訳は異なる。
係る対応可能性	できているが、個々のマニフェストでできるかとい		パターンをどの程度準備する必要があるか、現時点
ボる刈心り配性	てきているか、個々のイーノエ人下でできるかとい		/ ソニノをとり住及平開りる必安があるが、現時只

処分業者等	L社	M社	N社
処分方法 (業許可 上の事業範囲)	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	焼却、破砕、安定型埋立
優良認定の有無	有	無	無
と課題	うと難しい。		では見当がつかない。 ・しかし、混合廃棄物の内訳データ(少なくとも、車両ごとの安定5品目(破砕処理するもの)と可燃物 (焼却処理するもの) の内訳)は把握しており、パターン設定の検討に資するデータは社内に蓄積されている。
「中間処理後物 の種類と量」の入 力に係る対応可 能性と課題	・インプット時、アウトプット時(有価物、廃棄物)に計量している。週1回棚卸ししているが、「出ていくものが適正であればOK」との判断で、保管中の計量は必ずしもしていない。 ・市の処分実績報告で、受入量、処理委託量、売却量等を集計・報告しており、1年間の集計値であればできているが、個々のマニフェストでできるかというと難しい。	・焼却残さの排出は月1回。排出時に計量。 ・個々のマニフェストごとの中間処理後物量(特に焼 却残さの量)はわからない。計算の仕方を具体的に示 さないと、担当者が困るだろう。 ・マニフェスト事務担当者は受け入れた廃棄物の現物 を見ていない。混合廃棄物の内訳等の把握・入力(パ ターンの設定・選択等)には、現場(展開検査・内訳 把握等を行う者)との連絡を密にする必要がある。	 ・中間処理後の有価物は、金属くず、再生砕石、石膏ボードの破砕粉。 ・金属くずや再生砕石は引渡し時にトラックスケールで計量する。金属くずは週1回程度。再生砕石は週2回程度。 ・石膏ボードの破砕粉は、再生砕石と混合して「再生砕石 RC-40 (石膏粉3%混入)」として売却する。石膏粉の重量は、破砕後に重機で計量する。 ・中間処理後の廃棄物は焼却残さ(委託して管理型埋立)、破砕残さ(自社で安定型埋立)のみ。廃棄物の処理委託先で再資源化されるものはない。
帳簿等の作成方法等	・社内システム(帳票)で、帳簿、市の処分実績報告、優良産廃業者の「一連の処理の行程」の作成に必要なデータを管理している。 ・市の処分実績報告の様式で、混合廃棄物も品目ごとに分け、廃棄物の種類ごとに、①年間処理量、②中間処理後の量、③売却量(②の内数、自己利用量含む)、④委託量(②の内数)、⑤中間処理量(④の内数)、⑥ 最終処分量(④の内数)、⑥ 中間処理の行程」も概ね同様。中間処理後の引渡し先は多数あるが、売却か処理委託か、中間処理(マテリアル、サーマル)か埋立処分か、種類ごとに分けて集計している。 ・当社の場合、年間トータルで見れば、リサイクル率は	・帳簿は、社内システムに記録した受入量等(実測値)をもとに作成している。 ・県、市への実績報告も同様。 ・中間処理後物比率(中間処理後廃棄物量/受入量)の変動はあまりない。降雨時など重量が増えるタイミングで搬入されるケースはあまりないと思われる。 ・当社で受け入れる廃棄物は中間処理後に埋立処分され、再資源化率は0である。当社が収集運搬を行う場合、リサイクル可能なものは当社施設(積替保管場所等)には持ち込まず、他社のリサイクル施設に直接運搬する。	・受入量、処分量、中間処理後の量を計量し、作業日報の記録、社内システムへの登録、Excel ファイル形式での整理を行い、帳簿や行政報告資料を作成している。 ・中間処理後物比率(中間処理後物量/受入量)の季節変動は思い当たらない。

処分業者等	L社	M社	N社
処分方法(業許可	圧縮破砕、圧縮、破砕、減容、選別	焼却、破砕、破砕・溶融、安定型埋立	焼却、破砕、安定型埋立
上の事業範囲)			
優良認定の有無	有	無	無
	40%(中間処理後に有価物となるもののみ)~70%		
	程度(処理委託先でのリサイクル含む)。		
システムに対す	_	・人為ミスをゼロにすることはできない。マニフェス	・電子マニフェストも同じシステムで管理できれば
る意見・要望等		トの修正が必要となった場合、排出事業者の承認を	効率的だが、電子マニフェストのシステムは排出事
		得る手続きに手間が掛かる(連絡がつかない、レスポ	業者が指定するため、2度手間となるおそれがあ
		ンスが遅い等)。入力項目の一部(例えば中間処理後	ప 。
		物の種類と量等)について処分業者の裁量で修正可	
		能とすることはできないか。	
積替保管場所の	・積替保管場所の役割は、一時保管と、自社中間処理施	・積替保管施設はあるが、そこで選別を行うことはな	・収集運搬業許可はあるが、積替保管の許可はない。
経由有無による	設で受け入れない廃棄物の選別。例えば、バッテリー	く、当社で受け入れる廃棄物については、積替保管施	
違い	は積替保管場所で取り除いて他社に処理委託する。	設の経由有無による違いはない。	
	・自社中間処理施設に搬入される廃棄物については、		
	積替保管場所を経由有無による違いはない。		

3. 処分方法の入力必須化により可能となる電子マニフェストデータ利活用方法の検討

3-1 調査概要

(1)調査概要

制度変更提案を補強する資料として処分方法等の入力を必須化することによるメリットを具体的な事例で検証する。

具体的には、1及び2で検討した処分方法等の入力必須化の内容を踏まえ、廃棄物行政の DX 推進、 脱炭素社会の実現、地域循環共生圏の創造等に資する電子マニフェストデータの利活用方法(処分方 法等の入力必須化により可能となるもの)を踏まえ、電子マニフェストデータを用いて利活用による 具体的な効果を検証し、制度変更提案の補強材料を整備する。

なお、電子マニフェストデータについては、協力自治体(愛媛県及び松山市)の実際の電子マニフェストデータ及びアンケート結果(廃プラスチック類の処分業者向けアンケート)を使用し、検討対象としてのニーズの高い産業廃棄物系廃プラスチック類に焦点をあてた検証を実施する。

式 0.1 たががは、1000の対象には、100mmには		
算出可能となる指標等	具体的な項目	
産業廃棄物の委託処理に係る処理フ	7ロー等	
廃棄物処理計画で目標とする指標	再生利用率(リサイクル率)	
等	最終処分量 (率)	
地域循環共生圏の評価指標	再生利用率(リサイクル率)	
	最終処分量 (率)	
	処理処分方法別の平均移動距離	
	産業廃棄物から回収したエネルギー供給量・賦存量	
	廃棄物処理システムからの二酸化炭素排出量	
	域外資金流出額	
	域内資金流入額	

表 3-1 処分方法等の入力必須化により算出できる可能性がある指標等

(2) 検討内容、留意事項

脱炭素社会の実現(資源循環による CO2 排出削減量の算出等)、地域循環共生圏の創造に資する電子マニフェストデータ利活用に当たって、処分方法等の入力必須化により可能となる利活用方法やその効果について検討する。その際、以下の点に留意する。

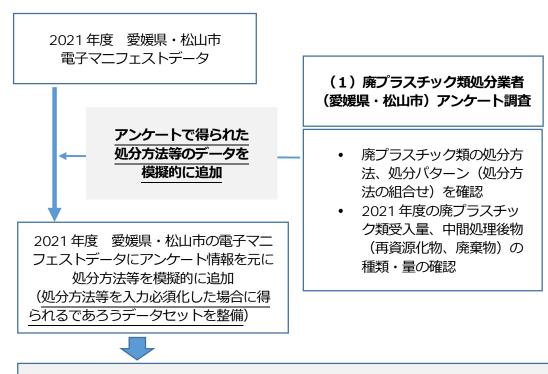
- 自治体がそれぞれ設定する資源循環に係る指標、電子化率向上に向けた検討、自治体が保有する許可情報との連携に係る取組等も踏まえつつ、本業務での検証に適した電子マニフェストデータ利活用の領域(廃棄物種類、業種等)を選定する。
- 電子マニフェストデータを活用しながら、処分方法等の入力必須化後の電子マニフェストデータ利活用のイメージを明確化し、自治体等関係者のメリット、処分方法等の入力必須化の効果を検証する。
- 資源循環分野の DX における電子マニフェストデータの更なる活用方法を検討する。

(3)調査フロー

過年度調査における脱炭素社会の実現や地域循環共生圏の創造に向けた評価指標に係る検討成果を踏まえつつ、愛媛県内で処分される廃プラスチック類を対象として、2021年度の電子マニフェストデータを用い、処理フロー作成等への利活用可能性の検証を行う。

その際、現行の電子マニフェストデータでは不足している処分方法等の情報を補うため、愛媛県内で廃プラスチック類を受け入れている産業廃棄物処分業者 60 社に対するアンケート調査を行い、アンケート回答で得られた情報(廃プラスチック類の処分方法、受入量、中間処理後物の種類・量等)を、2021 年度の電子マニフェストデータに追加して、データ集計・解析の対象とした。

なお、上記のアンケート調査及びデータ集計・解析は、愛媛県及び松山市より、電子マニフェストデータの使用許諾、アンケート調査への協力依頼状発出、自治体名入り封筒の提供等の協力を得て実施した。



(2)処分方法の入力必須化により可能となる電子マニフェストデータ利活用方法の検討

- データ集計・解析・検証
- 利活用可能性の検討
- 課題の検討

図 3-1 処分方法入力必須化により可能となる電子マニフェストデータ利活用方法の検討フロー

3-2 廃プラスチック類処分業者アンケート調査

3-2-1 アンケート調査の概要

(1)アンケート調査の目的

愛媛県内で廃プラスチック類の中間処理・最終処分を実施している産業廃棄物処分業者を対象として、2021年度の廃プラスチック類の処理状況(廃プラスチック類の種類、受入量、処分方法、中間処理後に生じる物の種類・量)について質問することにより、下記に係る可能性の検証、課題の抽出を行うことを目的としてアンケート調査を実施した。

- <u>電子マニフェストで処分方法等の入力が必須化された場合における処分業者の対応可能性(処</u>分方法ごとの処分量や、中間処理後に生じる物の種類・量を入力可能か)
- <u>電子マニフェストに入力された処分方法等のデータの利活用可能性(都道府県・政令市等のニ</u>ーズにあった集計・分析・見える化等が可能か)

(2) アンケート調査の対象

アンケート調査対象は、愛媛県又は松山市から廃プラスチック類を含む産業廃棄物処分業許可を受け、2021 年度の電子マニフェストデータ(愛媛県及び松山市で処分された廃プラスチック類のデータ)において廃プラスチック類の受入れ実績が確認された処分業者 60 社を対象とした。

(3) アンケートの発送・回収状況

アンケート調査の発送・回収状況は以下のとおり。

- アンケート実施期間: 2023年1月23日発送~2月3日〆切。
- アンケートの発送方法: 愛媛県・松山市から提供いただいた依頼状、自治体名入り封筒を用い、産業廃棄物処理業者名簿に記載の住所・会社名あて郵送。
- アンケートの回収方法: ①同封の返信用封筒で返送。②アンケート問合せ先に「電子ファイル希望」のメールがあれば、調査票の word ファイルを送付し、メール添付で回収。
- アンケートの回収状況: 60 社中 40 社が回答(回収率 67%) 処分量ベースでは、電子マニフェスト報告分の 9 割以上を捕捉
- ※ ただし、有効回答は 39 件。40 社中 1 社はアンケート回答の収支が合わず、問合せにも対応いただけなかった ため集計対象外とした。
- ※ 参考: 2021年度電子マニフェストデータの廃プラスチック類受入量上位10社中9社が回答。
- ※ 参考: 電子ファイルでの回答は 40 件中 9 件(23%) にとどまった。
- ※ 参考: アンケート回答のない 20 社について、受入量規模、処分方法、一般社団法人えひめ産業資源循環協会 加盟状況等に特段の傾向は見られなかった。

(4) アンケート対象者からの問合せ状況

本アンケートは、電子マニフェストで処分方法等の入力が必須化された場合における処分業者の対応可能性の検証に資することを目的としているため、アンケート対象者からの問合せ内容も、処分業者にとって分かりにくい点を把握し、より分かりやすい仕組みの構築や普及浸透に向けた課題を把握するために貴重な情報と考えられる。

アンケートの趣旨・回答要領に関する問合せの内容を下表に示す。

「中間処理方法(組合せ)ごとに見た処理状況」に関して、「中間処理方法(組合せ)の分け方」、「中間処理後に生じる物の量の書き方」等の問合せが想定されたが、該当する問合せは1件のみであった。

アンケート回答では、(無効回答の1件を除き) アンケート設問の簡潔な記述と記入例のみで、入力 必須化を検討中の処分方法等(処分方法、中間処理後の再資源化物及び廃棄物の種類・量)の情報を 概ね適切に回答いただくことができた。

処分方法 No. 問合せの内容 溶融固化、圧縮梱 36 ・05の「(3)中間処理後に生じる物」の書き方が分からない。中間処理 包 後に生じる物には特に決まった名称はない。 ・05の「(4)中間処理後に生じる物の量」が分からない。 破砕・圧縮 42 ・当社は香川県と愛媛県に処理施設がある。本アンケートでは愛媛県内 の処理施設について答えればよいか。 19 破砕、圧縮、破砕・ ・アンケートでは廃棄物として受け入れているものについて回答した。 洗浄・溶融、破砕・ 有価物も同じ設備で処理しているため、(廃棄物のみの量は計測でき 洗浄 ず)実態との誤差があると思うがご理解いただきたい。

表 3-2 アンケートの趣旨・回答要領に関する問合せの内容

(5) アンケートの調査票

本アンケートの調査票は、次頁に示すとおり。

なお、アンケート調査票の設計については、将来の処分方法等の入力義務化を想定し、処分業者の 負担等を考慮し、できるだけ簡易な調査票とし、加えて、愛媛県及び松山市の関係部局との連携のう え、調査票の設計・作成を実施した。

	産業廃棄物	(廃プ	ラスチック類)の処理	単状況に関	貝するアン な	ァート調査票
	貴社名				ご所属		
	お名前				電話番号		
	E-Mail						
Q 1	廃プラスチック	類の受力	入量				
貴社な	ぶ 2021 年度に受り	ナ入れた	上廃プラスチック	類の量に	はどの程度で	でしょうか。	下欄に数値をご記入の
	亥当する単位(ト			(図) を	入れてくだ	さい。	
廃プ	ラスチック類の気	を入量:	年間				ロトン ロ m³
Q 2	廃プラスチック	類の種類	類				
貴社な	が受け入れている	廃プラン	スチック類の種類	類をお選び	びください	。(複数選択	可)
	1.工場産廃				2.建設廃	棄物	
	3.梱包材(バン	ド・フィ	ィルム等)		4.発泡プ	ラスチック	(発泡スチロール等)
	5.廃タイヤ				6.中間処	理残さ	
	7.その他 =	→具体的	りには:				
Q3 貴社	廃プラスチック が実施している廃			方法をお〕	選びくださ	い。(複数選	択可)
	1.焼却				2.破砕		
	3.選別				4.圧縮		
	5.溶融						
	6.その他中間処	理	⇒具体的には:				
	7.安定型埋立				8.管理型	埋立	
Q 4 (廃っ	廃プラスチック プラスチック類の						
貴社は	こおける中間処理	後に生	じる廃棄物又は	有価物の種	重類をお選	びください。	(複数選択可)
	1.焼却残さ(燃	え殻、『	ばいじん)		□ 2	.破砕等残さ	(廃プラスチック類)
	3.溶融固化物()	廃プラン	スチック類)				
	4.その他廃棄物		⇒具体的には	:			
	5.プラスチック	原料(マテリアルリサイ	イクル)	□ 6	.RPF(固形燃	<u>然料</u>)
	7.その他燃料(タイヤラ	チップ等)				
	8.その他再資源	化物	⇒具体的には	:			
	9.鉄鋼業での利	用			1	0.非鉄精錬業	での利用
	11.セメント製造	告業での	利用		1:		衆治業での利用

13.その他利用先業種

⇒具体的には:

Q5 廃プラスチック類の中間処理方法(組合せ)ごとにみた処理状況

(廃プラスチック類の中間処理を行っている処分業者の方に伺います。数量は 2021 年度の実績でご記入いただければ幸いです。概算値でも可。)

貴社が実施している廃プラ
スチック類の中間処理(Q
3の1~6)の組合せをご
記入ください

(1)欄の中間処理の組合せで処理 される廃プラスチックの量をご 記入ください。(合計値がQ1 の受入量になるように) (1)欄の中間処理の組合せで処理された 後に生じる物が廃棄物か有価物か、Q4 のどれに該当するかご記入ください。 (3)欄に記入いただいた中間処理後に生じる物の量をご記入の上、単位をお選びください。

	(1) 中間処理方法(組合せ) (Q3の1~6の組合せ)	(2) 中間処理方法(組合せ) 処理量(Q1の内訳)	ごとの		後に生じる物 (廃棄物か有価物 のどれに該当するか)	(4) 中間処理	後に生じる	物の量
処理	(Q3 °) 1 0 °)/ME [1 C)			□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統1		ロトン	□ m³	□ 有価物			ロトン	□ m³
処理			□ 3	□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統2		ロトン	□ m³	□ 有価物			ロトン	□ m³
処理		ロトン	☐ x3	□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統3			□ m²	□ 有価物			ロトン	□ m³
処理		ロトン	∏ m³	□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統4			□ III	□ 有価物			ロトン	□ m³
処理		ロトン	□ m³	□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統 5				□ 有価物			ロトン	\square m ³

【記入例】 廃プラスチック類を、焼却で年間 100 トン、破砕・選別で年間 100 トン、破砕・圧縮で年間 50 トン処理している中間処理業者の例

	(1) 中間処理方法(組合せ) (Q3の1~6の組合せ)	(2) 中間処理方法 処理量(C	ミ (組合せ) 21 の内訳)	ごとの	· ,	後に生じる物(廃棄物か有価物 4 のどれに該当するか)	(4) 中間処理後に生じる物の量		
処理	焼却	1 0 0		☐ 25 ³	☑ 廃棄物	焼却残さ	1 0	☑ トン	□ m³
系統1	が なり	100	☑トン □ m [*]	✓ ⊔ III	□ 有価物			ロトン	□ m³
処理	破砕・選別	1 0 0		☐ 25 ³	☑ 廃棄物	破砕残さ	9 0	☑ トン	\square m^3
系統2	似作 选列	100	☑ トン	⊔mĭ	☑ 有価物	プラスチック原料	1 0	☑ トン	□ m³
処理	↑.h.+↑.f.h.	5.0	_ 15.	3	□ 廃棄物			ロトン	□ m³
系統3	系統3 破砕・圧縮	5 0	☑ トン	⊔ mĭ j'	☑ 有価物	RPF(固形燃料)	5 0	☑ トン	□ m³

3-2-2 アンケート調査結果

(1) 廃プラスチック類の受入れ量

設問1:2021 年度に受入れた廃プラスチック類の量はどの程度でしょうか。

【回答結果の概要】

・最大値: 年間:52,981トン(廃棄物処理業者A社:焼却施設と管理型処分場保有)

・最小値: 年間:1トン

・単純平均: 年間 3,254 トン

· 39 社の合計受入量: 130,157 トン (紙マニフェスト分、県外からの搬入分も含まれる)

- ・参考: 2021 年度の電子マニフェストデータで、愛媛県内の処分施設における廃プラスチック類の 受入量は合計 47,640 トン。
- ・年間受入量の分布: 1,000 トン以上 5,000 トン未満が 28%で最も多く、次いで、年間 100 トン 未満が 21%となっている。年間 5,000 トン未満の処分業者数が全体の 8 割を超えている。
- ・また、受入れ量について㎡単位の回答は5社(13%)

表 3-3 設問 1 の回答結果 (一部の事業者は㎡からトンに換算して集計)

廃プラスチック類の年間の受入量	件数	比率
100 トン未満	8	21%
100 トン以上 500 トン未満	8	21%
500 トン以上 1,000 トン未満	6	15%
1,000 トン以上 5,000 トン未満	11	28%
5,000 トン以上 10,000 トン未満	3	8%
10,000 トン以上 20,000 トン未満	2	5%
20,000 トン以上60,000 トン未満	1	3%
合計(回答件数)	39	100%

(2) 受け入れている廃プラスチック類の種類

設問2:受け入れている廃プラスチック類の種類をお選びください。(複数選択可)。

【回答結果の概要】

- ・受け入れている廃プラスチック類の種類は、以下のグラフのとおり。工場廃材が最も多く、次いで建設廃棄物、梱包材の順になっている。
- ・その他については、農業系や塩ビとの回答が得られた。

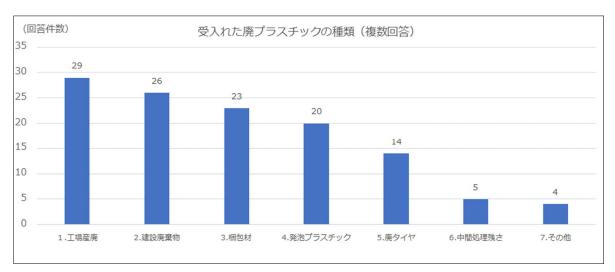


図 3-2 設問 2の回答結果: 廃プラスチック類の種類

(3) 廃プラスチック類の処分方法

設問3: 貴社が実施している廃プラスチック類の処分方法をお選びください。(複数選択可)。

【回答結果の概要】

- ・受入れている廃プラスチック類の処分方法は以下のグラフのとおり。破砕が最も多く、次いで、 圧縮の順になっている。
- ・なお、その他の中間処理の具体名については、総じて明確な回答が得られなかった。

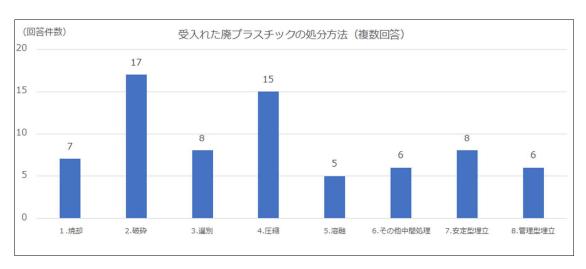


図 3-3 設問3の回答結果: 受入れた廃プラスチック類の処分方法

(4) 廃プラスチック類の中間処理後に生じる廃棄物又は有価物の種類

設問4:中間処理後に生じる廃棄物又は有価物の種類をお選びください。(複数選択可)。

【回答結果の概要】

- ・受入れている廃プラスチック類の中間処理後に生じる廃棄物又は有価物の種類(件数ベース)は以下のグラフのとおり。
- ・回答件数では、RPF が最も多く、次いで、プラスチック原料と破砕等残さの順になっている。破砕等残さについては、産業廃棄物として搬出されるものであるが、設問5で後述するが、焼却されるもの、埋立処分されるもの、RPF 原料になるものが混在している状況にある。
- ・また、その他再資源化物については、フラフ燃料やボイラー燃料の回答が散見され、具体的な内容記載のある回答は全てサーマル利用であった。
- ・こうした点から、中間処理後の残渣や有価物などは、<u>総じてサーマル利用が多く占める結果</u>になっている。
- ・なお、利用先業種(鉄鋼業など)の回答数は少なく、利用先業種はあまり意識されていない可能性がある。

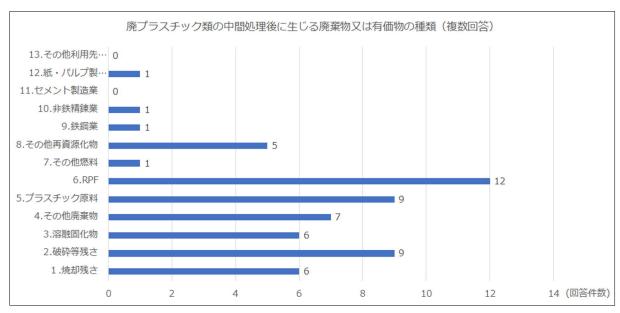


図 3-4 設問 4 の回答結果: 廃プラスチック類の中間処理後に生じる廃棄物又は有価物の種類

(5) 廃プラスチック類の中間処理方法(組合せ)ごとにみた処理状況

設問5: 廃プラスチック類の中間処理を行っている処分業者の方に伺います。 廃プラスチック 類の中間処理方法(組合せ)ごとにみた処理状況(数量)を 2021 年度の実績でご記入く ださい。

【回答結果の概要】

1) 廃プラスチック類の中間処理方法(組合せ)について

①処理系統数について

- ・廃プラスチックの中間処理方法の処理系統数の分布は下表のとおり。
- ・処理系統は1系統で回答した事業者が多く全体の6割を占め、最大で4系統と回答した事業者は全体の8%であった。
- ・廃プラスチック類のみを対象としたアンケート調査結果ではあるが、処分方法等を入力必須化した場合に、処分終了報告の入力画面等で必要な処理系統数(処分方法の組合せのパターン)の目安になると考えられる。

表 3-4 設問 5 の回答結果 (廃プラスチック類の中間処理方法の処理系統数)

処理系統数	事業者数	(比率)
1	24	62%
2	10	26%
3	2	3%
4	3	8%
合計	39	100%

②廃プラスチック類の中間処理方法(組合せ)に係る回答について

- ・処分方法の組合せに関する回答の分布状況は下表のとおり。
- ・処分方法の組合せは、全体としては21パターンの回答が得られた。
- ・これらを処分方法の特性から、中間処理3種類(焼却系、選別・破砕・圧縮系、発泡プラスチックの溶融・減容)と埋立処分にグループ分けすると、重量ベースでは、焼却系が約19%、選別・破砕・圧縮系が約41%、発泡スチロールの溶融・減容が1%未満、埋立処分が約39%となった。
- ・全体の約4割を占める選別・破砕・圧縮系の中間処理後物は、主にRPF燃料(有価物)、埋立や 焼却処分対象物、行先用途が不明な廃棄物に区分される。
- ・なお、アンケート回答の受入量には紙マニフェスト分も含まれるものと想定され、電子マニフェストデータ上の受入量と大きく異なる値も見られた。

表 3-5 設問 5の回答結果 (廃プラスチック類の処分方法の組合せ)

No	No 処分方法の組合せ 回答数 処分量(トン) 重量ベース比率								
	処分方法の組合せ	回答数	処分量(トン)						
1	焼却	5	22,735	17%					
2	破砕・焼却	1	2,294	2%	19%				
3	破砕・滅菌・乾燥	1	221	0%					
4	選別	3	1,543	1%					
5	選別(重機選別)	1	1,926	1%					
6	選別・圧縮	3	1,739	1%					
7	破砕・選別	3	5,368	4%					
8	破砕	8	2,143	2%					
9	破砕・分別	1	4,520	3%					
10	切断・圧縮	1	795	1%	41%				
11	切断・固形燃料化	1	506	0%					
12	破砕・圧縮	8	23,952	18%					
13	破砕・圧縮成形	2	6,462	5%					
14	圧縮	5	2,566	2%					
15	圧縮・梱包	1	1,999	2%					
16	圧縮・破砕	1	56	0%					
17	減容	1	5	0%					
18	破砕・溶融	1	132	0%	0%				
19	溶融	4	84	0%					
20	安定型埋立	7	6,016	5%	2007				
21	管理型埋立	4	45,095	35%	39%				
_	_	62	130,158	100%	100%				

③廃プラスチック類の中間処理後物の回答結果について

・中間処理方法のグループ分け(a)焼却系、b)選別・破砕・圧縮系、c)発泡スチロールの溶融・減容) ごとに以下に概説する。

a) 焼却処理系の中間処理後物について

- ・処理処分全体の約2割を占める焼却処理系の中間処理後物の下表のとおり。
- ・1 社の「破砕・滅菌・乾燥」の処理を除いては、処理後物は「焼却残渣」になり、概ねその残渣 率は「6~8%」の回答結果になっている。
- ・なお、焼却処理系の中間処理後物については、全て廃棄物になっており、有価物の回答はない。

农50 設向500首相未(統革巡ບ法の中间巡ບ接例)							
処分方法	中間処理量 (処分量実績;トン)	中間処理後の廃棄物	中間処理後量 (廃棄物:トン)	残渣率			
焼却	22,735	焼却残渣	1,814	8%			
破砕・焼却	2,294	焼却残渣	129	6%			
破砕・滅菌・乾燥	221	残渣	132	60%			
合計	25,250		2,075	8%			

表 3-6 設問5の回答結果 (焼却処理系の中間処理後物)

b) 選別・破砕・圧縮系の中間処理後物について

- ・処理処分全体の約4割を占める選別・破砕・圧縮系の中間処理後物の下表のとおり。
- ・選別・破砕・圧縮系の中間処理後物は、廃棄物が 21,375 トン、有価物が 32,200 トンの回答結果 を得た。
- ・廃棄物については、選別・破砕・圧縮後の用途は埋立向けが約4割、焼却向けが約1割、選別・ 破砕・圧縮後の廃棄物となる破砕残渣や圧縮残渣などの処分方法が不明な回答が全体の5割を占 めている。
- ・有価物については、全体の98%近くがRPFを主体として燃料系であり、プラスチック原料(マテリアル)は2%程度の回答結果になっている。

表 3-7 設問5の回答結果(選別・破砕・圧縮系の中間処理後物(廃棄物))

中間処理後物(廃棄物)	仕向け量(トン)	用途区分	比率
RPF 向けプラスチック	8	再生利用	0%
圧縮残渣(埋立用)	584	埋立処分	3%
破砕残渣 (安定型埋立用)	477	埋立処分	2%
破砕残渣(自社管理型埋立用)	12	埋立処分	0%
破砕残渣(埋立用)	5,425	埋立処分	25%
廃プラスチック(埋立用)	1,480	埋立処分	7%
廃プラ圧縮物(埋立用)	1,400	埋立処分	7%
焼却処理向け廃プラスチック	80	焼却	0%
焼却処理向け廃プラスチック(サー マル用)	1,999	焼却	9%
破砕残渣	1	不明	0%
廃プラスチック	5,989	不明	28%
廃プラスチック(残渣)	3,920	不明	18%
合計	21,375	_	100%

表 3-8 設問 5 の回答結果 (選別・破砕・圧縮系の中間処理後物 (有価物))

中間処理後物(有価物)	仕向け量(トン)	用途区分	比率
RPF(固形化燃料)	14,037	サーマル	44%
フラフ燃料	11,800	サーマル	37%
RPF 製造原料	795	サーマル	2%
ボイラー燃料	6	サーマル	0%
燃料用プラスチック	83	サーマル	0%
その他燃料(タイヤチップ)	4,520	サーマル	14%
RPF・プラスチック原料	377	サーマル&マテリアル	1%
プラスチック原料(マテリアル)	582	マテリアル	2%
合計	32,200	_	100%

c) 溶融系の中間処理後物について

- ・処理処分全体の1%未満を占める発泡スチロールの溶融・減容の中間処理後物は下表のとおり。
- ・中間処理後物は、発泡スチロールの溶融固化物であり、プラスチック原料とされている。

表 3-9 設問 5の回答結果(溶融系の中間処理後物)

処分方法	中間処理量 (処分量実 績;トン)	中間処理 後の廃棄 物	中間処理後 量(廃棄物: トン)	残渣 率	中間処理後の有価物	中間処理後 の有価物 (トン)	中間処理 後の有価 物(率)
破砕・溶 融	132	廃プラス チック	2	2%	プラスチック原料 (マテリアル)	130	98%
減容	5				プラスチック原料 (マテリアル)	5	100%
溶融	60				発泡スチロール溶融 固化物	60	100%
溶融	24			0%	プラスチック原料 (マテリアル)	24	100%
	221		2	1%		219	99%

(2) アンケート結果のまとめ

廃プラスチック類処分業者(愛媛県・松山市)アンケート調査結果のまとめを以下に概括する。

■ 高いアンケート回収率

アンケート対象 60 社中 40 社が回答(回収率:67%)。 電子マニフェスト上で廃プラスチック類の受入量の多い処分業者のほとんどが回答。

■ 処分業者ごとの処理パターンは「1通り」との回答が件数ベースで約6割

廃プラスチック類の処分方法の組合せ(処理パターン)が1系統の事業者が約6割。 廃プラスチック類の処分方法の組合せ(処理パターン)は最多で4系統。

■ 総体としての処理パターンは多肢にわたるため、利活用には処分方法のグルーピングや、 中間処理後物の種類に関する情報との組合せによる解析が有効。

処理パターンは全体で 20 種類程度に上り、データの見える化にはグルーピングが必要。 処分方法と中間処理後物の種類・用途に係る情報の組合せにより、様々な分析が可能となる が、アンケート結果からは中間処理後物の種類・用途が判別できない回答も見られた。

■ 愛媛県内における廃プラスチック類の処分状況の特徴

愛媛県内で処分される廃プラスチック類の処分方法は、埋立が約4割、焼却が約2割(発電施設を有する焼却施設が多いとみられるが、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の適用事例はない)、破砕・選別・圧縮系が約4割。

破砕・選別・圧縮系の中間処理後物の約半分が再生利用に回り、その多くがサーマル用途(RPF等)とみられる。

■ データ利活用上の課題

優良認定産業廃棄物処理業者のアンケート回答は、アンケート実施者の意図を理解し、回答要領や記入例に沿って適切に回答している傾向が高い印象。優良認定産業廃棄物処理業者以外も、一部の例外を除き、概ね適切に回答いただくことができた。

アンケートに無回答又は無効回答の処分業者に関し、受入量規模、処分方法、県協会加盟状況 等に特段の傾向は見られなかった。

廃プラスチック類の受入量に関し、電子マニフェストデータとアンケート回答で、電子化率から想定される以上に大きな相違があるケースが見られた。よりよい実態把握のためには、一層の電子化率の向上を図るとともに、当面は拡大推計手法の検討等が望まれる。

3-3 電子マニフェストデータ利活用可能性の検証

本項では、過年度調査の脱炭素社会の実現や地域循環共生圏の創造に係る評価指標の検討成果を踏まえつつ、廃棄物行政の DX 推進、脱炭素社会の実現、地域循環共生圏の創造等に資する電子マニフェストデータの利活用方法(処分方法の入力必須化により可能となるもの)を踏まえ、電子マニフェストデータを用いて、利活用による具体的な効果を検証し、制度変更提案の補強材料を整備する。

3-3-1 本検討で使用したデータの概要

2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の電子マニフェストデータに、前項の廃プラスチック類処分業者アンケート調査結果で得られた処分方法等(処理系統パターン、中間処理後物や有価物量等)の情報を加え、愛媛県内で処分される廃プラスチック類の処理状況や再生利用状況に係る各種指標を算出した。

今回の検証に使用したデータの概要は以下のとおり。

年間データが揃っている最新年度である 2021 年度の電子マニフェストデータによると、愛媛県内で処分される廃プラスチック類の排出事業者数は約 5,000 事業者、排出量は約 4.8 万トンである。

前節のアンケート調査で有効回答があった処分業者39社は、重量ベースで約9割を捕捉している。

[2021 年度の電子マニフェストデータ]

■ 2021年度に愛媛県・松山市で処分された廃プラスチック類のデータ

受入量の総量(県外からの搬入分含む): 47,640 トン

(うち1次マニフェスト分: 42,522 トン、2次マニフェスト分: 5,118 トン)

排出事業者数:5.033事業所

• 廃プラスチック類の受入れ先処分業者:60社 … アンケート調査対象

[アンケート調査で有効回答があった処分業者のカバー率]

□ アンケートで有効回答があった 39 社分の廃プラスチック類のデータ

• 受入量の総量:42,882トン ... 約90% (42,882/47,640)を捕捉

(うち1次マニフェスト: 37,829トン、2次マニフェスト; 5,052トン)

3-3-2 電子マニフェストデータを用いた主な指標の算出(その1:現行データ)

愛媛県内で処分される廃プラスチック類に係る 2021 年度の電子マニフェストデータを用いた地域 循環共生圏に関わる主な評価指標の算出結果を以下に概括する。

処分方法等の入力必須化を想定せず、現行の電子マニフェストデータのみでも、本節で示す業種別 排出量や地域別排出量、広域移動状況等の把握は可能である。

(1) 愛媛県の廃プラスチック類業種別排出量

- ・製造業が66%で最も多く、次いで建設業16%になり、この2業種で約8割を占めている。
- ・製造業では、パルプ・紙・紙加工品製造業32%化学工業17%の排出量が多い傾向にある。

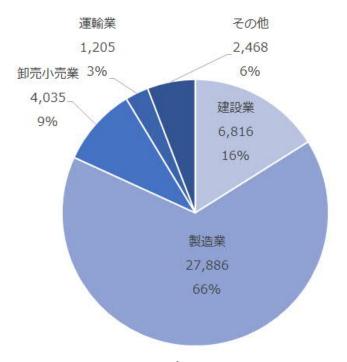


図 3-5 2021 年度の愛媛県「廃プラスチック類」業種別排出量(トン/年) (一次マニフェスト) *一部県外からの流入量含む、また、愛媛県排出で県外排出分を除く

表 3-10 2021 年度の愛媛県「廃プラスチック類」業種別排出量(トン/年)

マニフェスト種類	業種大分類	排出事業者産業分類	合計トン数	割合
一次マニフェスト			42,411	100%
	農業		23	0%
	鉱業		12	0%
	建設業	6,816	16%	
	製造業			0%
		食料品製造業	1,363	3%
		飲料・たばこ・飼料製造業	221	1%
		繊維工業	10	0%
		木材・木製品製造業(家具を除く)	38	0%
		家具・装備品製造業	32	0%
		パルプ・紙・紙加工品製造業	13,607	32%
		印刷・同関連業	115	0%
		化学工業	7,183	17%
		石油製品・石炭製品製造業	133	0%
		プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2,003	5%
		ゴム製品製造業	2	0%
		窯業・土石製品製造業	66	0%
		鉄鋼業	25	0%
		非鉄金属製造業	677	2%
		金属製品製造業	176	0%
		はん用機械器具製造業	549	1%
		生産用機械器具製造業	128	0%
		業務用機械器具製造業	119	0%
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	5	0%
		電気機械器具製造業	711	2%
		情報通信機械器具製造業	0	0%
		輸送用機械器具製造業	141	0%
		その他の製造業	583	1%
	電気水道業	•	4	0%
	情報通信業		74	0%
	運輸業		1,205	3%
	卸売小売業		4,035	10%
	金融保険業		7	0%
	不動産業		233	1%
	学術研究		36	0%
	宿泊飲食業		731	2%
	生活関連サービス	業	233	1%
	学校教育		68	0%
	医療福祉		790	2%
	サービス業		257	1%
-\n			F 446	10001
二次マニフェスト	11 12 7 ##	家 李 爀加1944	5,118	100%
	サービス業	廃棄物処理業	5,118	100%
		合計	47,528	_
			17,520	

(2) 愛媛県の市町村と地域区分

愛媛県の市町村と地域区分は以下のとおり。7つの保管所管轄ブロック圏域になる。

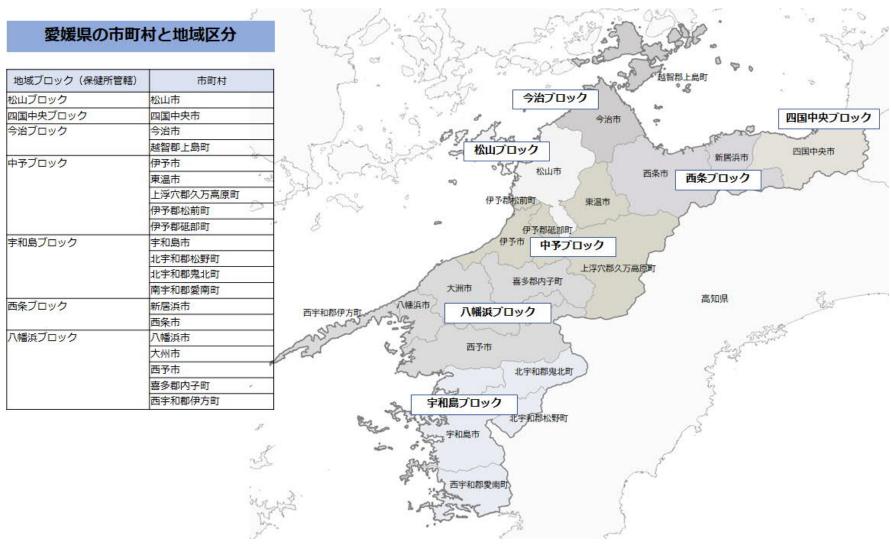


図 3-6 愛媛県の地域ブロック圏域(地域区分)

(3) 愛媛県の廃プラスチック類の地域別排出量

- ・ 愛媛県内の廃プラスチック類の 排出は、1次マニフェストについては、最も排出の多い四国中央ブロックが、製紙業からの排出が多く、次いで、松山ブロックは排出量の総量が多く、西条ブロックでは、化学工業からの排出が多い傾向にある。この3ブロックが概ね愛媛県全体の9割以上の排出を占めている。
- ・ 2 次マニフェストでは、西条ブ ロックが全体の 6 割近くを占 め、次いで、松山ブロックの順 になっている。
- ・ 県外から愛媛県内への搬入は、 大阪府、岡山県、山口県、徳島 県、香川県、高知県から搬入され、愛媛県内の焼却施設等へ搬 入されるケースが殆どになって いる。

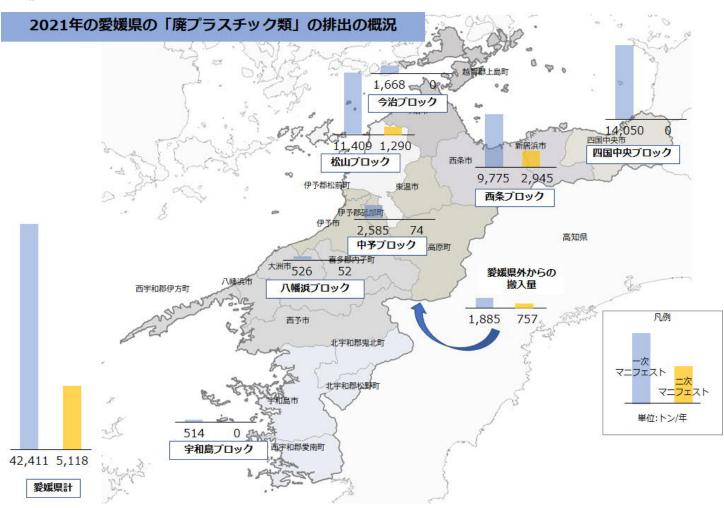


図 3-7 愛媛県の地域ブロック別の廃プラスチック類排出量(トン/年)*一部県外からの流入量含む、また、愛媛県排出で県外排出分を除く

(4) 愛媛県の廃プラスチック類の広域移動状況 愛媛県の廃プラスチック類の広域移動状況は以下のとおり。

2021年の愛媛県の「廃プラスチック類」の排出事業者(地域)から委託処理先までの委託概況(一次マニフェスト)

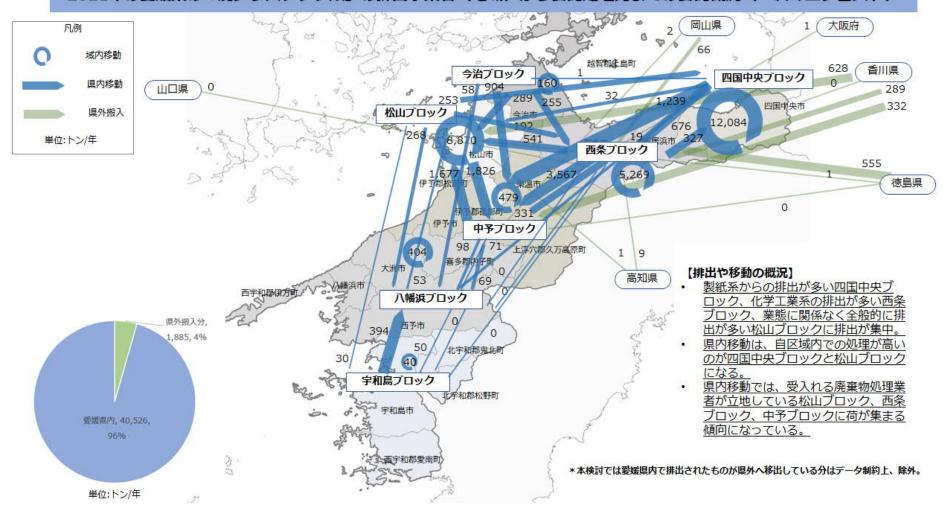


図 3-8 愛媛県の廃プラスチック類の広域移動状況 1 (1次マニフェスト)

2021年の愛媛県の「廃プラスチック類」の排出事業者(地域)から委託処理先までの委託概況(2次マニフェスト)

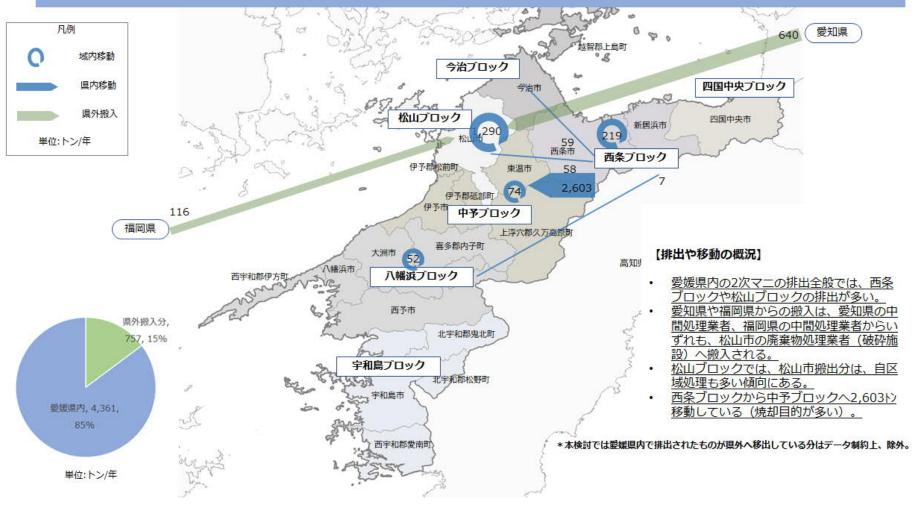


図 3-9 愛媛県の廃プラスチック類の広域移動状況 2 (2次マニフェスト)

3-3-3 電子マニフェストデータを用いた主な指標の算出(その2:処分方法等を追加)

(1) アンケート調査結果を踏まえた電子マニフェストデータ利活用可能性の検証結果

電子マニフェストデータに、処分方法や中間処理後の廃棄物や有価物の量などの情報が追加された 場合、処理フローの作成や再資源化状況の可視化等が可能となることが期待される。

こうした観点から、愛媛県における電子マニフェストデータに、アンケート結果に基づく処分方法 等の情報を模擬的に追加し(処分方法等の入力必須化を想定)、地域循環共生圏に関わる主な評価指標 を試験的に算出した。

a) 愛媛県の廃プラスチック類の処理処分フロー

愛媛県の廃プラスチック類の処理処分フローは以下のとおり。

- ・<u>処分方法の情報を追加することにより、ある程度までの処理フローの作成や再資源化率や最終処</u>分率、減量化率等の把握が可能となる。
- ・愛媛県の廃プラスチック類(1次マニフェスト)の処分状況は、焼却処理(発電有)が約6割を 占め、選別・破砕・圧縮後の利用もサーマル利用が多い傾向になっている。また、最終的には、 最終処分が約2割となり、埋立処分も多い傾向がみられる。

愛媛県の廃プラスチック類の処理処分状況(1次マニフェスト:廃プラスチック類37,829トン)

1次マニフェスト処理フロー

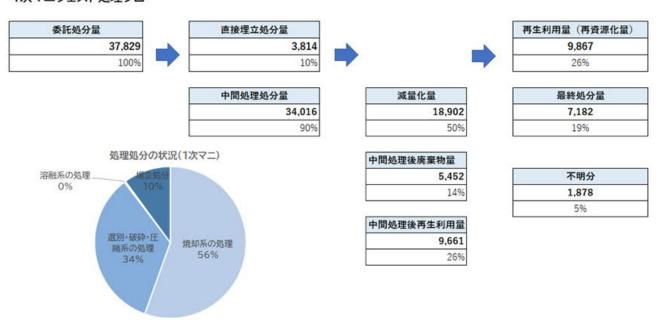


図 3-10 愛媛県の廃プラスチック類の処理処分フロー(1次マニフェスト)(2021年度)

表 3-11 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の処理処分状況(1 次マニフェスト)

処分方法の組合せ	処分量(トン)	重量ベース比率
焼却	18,571	49%
破砕・焼却	2,298	6%
破砕・滅菌・乾燥	120	0%
選別	147	0%
選別(重機選別)	625	2%
選別・圧縮	591	2%
破砕・選別	130	0%
破砕・分別	699	2%
破砕	234	1%
切断・圧縮	101	0%
切断・固形燃料化	327	1%
破砕・圧縮	6,375	17%
破砕・圧縮成形	2,536	7%
圧縮	974	3%
圧縮・梱包	173	0%
圧縮・破砕	4	0%
减容	3	0%
破砕・溶融	86	0%
溶融	23	0%
安定型埋立	589	2%
管理型埋立	3,225	9%
合計	37,829	100%

・愛媛県の廃プラスチック類(1次マニフェスト)の中間処理後の廃棄物は、埋立対象が約6割を 占め、不明分が約3割を占めている。今回のアンケート結果では、任意ながら中間処理後廃棄物 の種類とともに仕向け用途の記載があったデータについて用途区分の設定を行ったが、本来、仕 向け先での用途は2次以降のマニフェストと紐づけることにより把握されるものであり、最終的 な用途の把握は今後の課題と示唆される。

表 3-11 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の廃棄物(1 次マニフェスト)

処理後物	処理後物量(トン)	用途区分	比率
焼却処理向け廃プラスチック	32	サーマル利用	1%
廃プラスチック残渣(RPF 製造向け)	1	サーマル利用	0%
廃プラスチック残渣(サーマル利用向け)	173	サーマル利用	3%
焼却残渣	1,935	埋立	35%
破砕残渣 (安定型埋立用)	186	埋立	3%
破砕残渣(自社管理型埋立用)	16	埋立	0%
破砕残渣(埋立用)	691	埋立	13%
廃プラスチック(埋立用)	120	埋立	2%
廃プラスチック残渣(埋立処分向け)	56	埋立	1%
廃プラ圧縮物(埋立用)	365	埋立	7%
残渣	72	不明	1%
破砕残渣	1	不明	0%
廃プラスチック	235	不明	4%
廃プラスチック(残渣)	1,570	不明	29%
	5,452		100%

中間処理後廃棄物の用途区分(1次マニ)

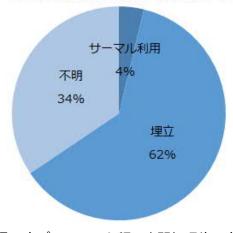


図 3-11 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の廃棄物(1 次マニフェスト)

・愛媛県の廃プラスチック類(1次マニフェスト)の中間処理後の有価物は、サーマル利用用途が 9割を占め、マテリアル利用は約1割になっている。

表 3-12 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の有価物(1 次マニフェスト)

処理後物	処理後物量(トン)	用途区分	比率
RPF(固形化燃料)	4,676	サーマル利用	48%
RPF 製造原料	332	サーマル利用	3%
フラフ燃料	3,030	サーマル利用	31%
ボイラー燃料	0	サーマル利用	0%
燃料用プラスチック	33	サーマル利用	0%
その他燃料(タイヤチップ)	699	サーマル利用	7%
発泡スチロール溶融固化物	15	マテリアル利用	0%
プラスチック原料(マテリアル)	687	マテリアル利用	7%
RPF・プラスチック原料	190	サーマル及びマテリ アル利用	2%
	9,661		100%

中間処理後の有価物の区分(1次マニ)

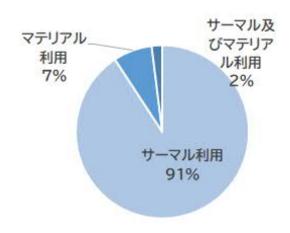


図 3-12 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の有価物(1 次マニフェスト)

・愛媛県の廃プラスチック類(2次マニフェスト)の処分状況は、焼却処理(発電有)が約6割を 占め、選別・破砕・圧縮後の利用は、有価物については全てサーマル利用であり、廃棄物残渣は、 不明な部分も多いのが課題となる。また、最終的には、最終処分が約1割となっている。

愛媛県の廃プラスチック類の処理処分状況(2次マニフェスト:廃プラスチック類5,052トン)

2次マニフェスト処理フロー

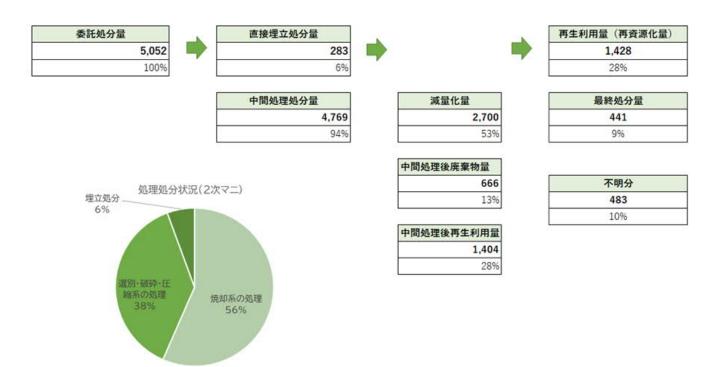


図 3-13 愛媛県の廃プラスチック類の処理処分フロー(2次マニフェスト)(2021年度)

表 3-13 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の処理処分状況(2次マニフェスト)

No	処分方法の組合せ	処分量(トン)	重量ベース比率
1	焼却	2,858	57%
11	破砕・圧縮	25	0%
12	破砕・圧縮成形	1,611	32%
13	圧縮	276	5%
20	管理型埋立	283	6%
	合計	5,052	100%

・愛媛県の廃プラスチック類 (2 次マニフェスト)の中間処理後の廃棄物の用途について、埋立処分向けは 24%、不明分が 73%を占めている。今回のアンケート結果では、任意ながら中間処理 後廃棄物の種類とともに仕向け用途の記載があったデータについて用途区分の設定を行ったが、本来、仕向け先での用途は 3 次以降のマニフェストと紐づけることにより把握されるものである ため、最終的な用途の把握は今後の課題と示唆される。

表 3-14 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の廃棄物(2次マニフェスト)

処理後物	処理後物量(トン)	用途区分	比率
焼却処理向け廃プラスチック	25	サーマル利用	4%
焼却残渣	158	埋立	24%
廃プラスチック(残渣)	483	不明	73%
	666		100%

中間処理後廃棄物の用途区分(2次マニ)

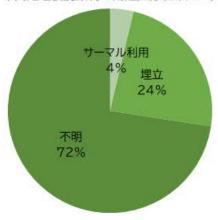


図 3-14 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の廃棄物(2次マニフェスト)

・愛媛県の廃プラスチック類 (2次マニフェスト) の中間処理後の有価物は、サーマル利用用途 (RPF) が 100%になっている。

表 3-15 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の有価物(2次マニフェスト)

処理後物	処理後物量(トン)	用途区分	比率
RPF(固形化燃料)	1,153	サーマル利用	82%
RPF 製造原料	251	サーマル利用	18%
	1,404		100%

中間処理後の有価物の区分(2次マニ)

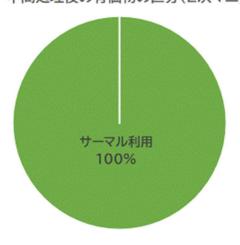


図 3-15 2021 年度の愛媛県の廃プラスチック類の中間処理後の有価物(2次マニフェスト)

b) 廃プラスチック類の輸送・処理処分に係る CO2 排出量試算例

電子マニフェストデータに処分方法が追加されることにより、廃プラスチック類の輸送・処理処分に係る CO2 排出量の算定が容易になる。

本節では、電子マニフェストデータ利活用の展開可能性を踏まえて、国内外で注目の「サプライチェーン排出量」の方式に基づいて、2021年の愛媛県内における廃プラスチック類の処分に係るCO2排出量を試算した。

①サプライチェーン排出量算定方式に基づく 2021 年の愛媛県の「廃プラスチック類」の処理処分に係る CO2 排出量の試算例

- 処分方法や中間処理後物の使用用途等の情報が追加されると、対象廃棄物の用途別の 仕向け量の把握が可能となり、簡便な手法で、製品の廃棄段階(廃棄物の発生からリ サイクル処理まで: Scope3 排出量)の CO2 量の把握が可能となる。
- なお、「サプライチェーン排出量」の方式に基づいた CO2 排出量の算定は、一部の ASP 事業者では、既に新しいサービスとしてビジネス化を開始しており、電子マニフェストデータを活用した「廃棄物の輸送および処理に関する CO2 排出量可視化」機能は、今後、需要が高まることも想定される。



図 3-16 サプライチェーン排出量算定方式に基づく 2021 年の愛媛県の「廃プラスチック類」の処理 処分に係る CO2 排出量の試算結果

【2021年の愛媛県の「廃プラスチック類」の処理に係る CO2 排出量の試算条件・試算結果】

①廃棄物(産業廃棄物プラスチック)の処理方法別のCO2排出原単位

廃棄物種類	処理方法	排出原単位(tCO2e/t) 廃棄物輸送段階除<	排出原単位(tCO2e/t)廃棄物 輸送段階含む
	焼却	2.6361	2.6833
廃プラスチック類	埋立	0.0379	0.0851
	リサイクル	0.136	0.149

- 出典)サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (Ver.2.5) 2018 年 3月 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム 環境省・経済産業省
- 注1) 温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースの最新版の原単位の使用は制約があるので、今回は試行的な試算なので公開されている排出原単位データを最新のものとした。なお、最新版のデータも確認しているが殆ど変わっていいないことを付記しておく。

②廃棄物(産業廃棄物プラスチック)の処理方法別のCO2排出試算例(サプライチェーン排出量の算定方法(簡易算定)に基づく)

- ①で示したCO2排出原単位を利用して簡便にCO2排出量の算定が可能
- 輸送段階のCO2も簡便に算定することが可能

処分方法の区分	処分量トン/年 (1次マニ、不明分除<)	CO2排出量1(輸送段階除<) t-CO2/年	CO2排出量2(輸送段階含 む)t-CO2/年	輸送段階CO2排出 量 t-CO2/年
焼却*1	20,989	55,328	56,319	991
埋立*2	5,247	199	447	248
リサイクル*3	9,867	1,342	1,470	128
合計	36,104	56,869	58,236	1,367

- *1愛媛県の場合、殆どの焼却処理が発電を実施している。
- * 2 ここでは直接埋立と破砕等の前処理後の埋立分を計上、焼却残渣の埋立は含まれない
- * 3 RPF製造も含めてサーマル利用分も含めた量を計上している。

参考;サプライチェーン排出量算定の概要

- サプライチェーンの温室効果ガス排出量は、事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと。
- サプライチェーン排出量=Scope1排出量+Scope2排出量+Scope3排出量
- 企業の情報開示の一環として、サプライチェーン排出量を統合報告書、WEBサイトなどに掲載することで、環境対応企業としての企業価値を明確にする手法としている。サプライチェーン排出量の把握・管理は一つの正式な評価基準として国内外で注目を集めており、グローバルにおいても、投資家等のステークホルダーへの社会的信頼性向上に繋がり、ビジネスチャンスの拡大が期待される(CSR情報開示)。



Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

- 非常に簡便な手法として、製品の廃棄段階(廃棄物の発生からリサイクル処理まで)のCO2量の把握が可能。
- サプライチェーン排出量算定の仕組みでは、「リサイクル」に係る排出原単位は、リサイクル施設までの廃棄物輸送段階(エネルギー起源CO2)と、リサイクル準備段階(解体、選別等)(エネルギー起源CO2)の排出量を考慮して廃棄物種類の排出原単位を設定している。
- サプライチェーン排出量算定に必要な資料は、Webサイト 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」に掲載。 (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/)

出典) 環境省資料をもとに作成 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html

図 3-17 サプライチェーン排出量算定手法の概要 (環境省資料等より作成)

c) 廃プラスチック類の輸送に係る CO2 排出量の試算

【愛媛県の廃プラスチック類の輸送に係る CO2 排出量の試算例(改良トンキロ法)】

・ 電子マニフェストデータの保有する移動(輸送)に係るデータ(住所から位置情報に変換)から 輸送距離や1回あたりの積載量などを推定することにより、下表のように、改良トンキロ法に基 づく愛媛県の廃プラスチック類の処分方法別の輸送に係るCO2排出量の算定が可能となる。

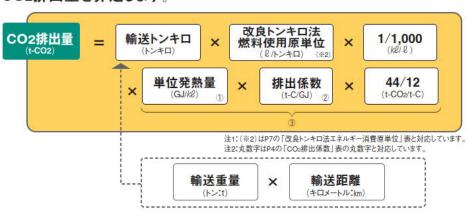
表 3-16 愛媛県の産業廃棄物プラスチック類の処分方法別の輸送段階 の CO2 排出試算例(改良トンキロ法)

処分方法	処分量:トン	加重平均輸送 距離	移動距離概要	合計 / CO2 排出量 トン/年
焼却	18,571	13	最小 0km	162
破砕・焼却	2,298	4	最大 312 km	3
破砕・滅菌・乾燥	120	19	焼却系平均 12 km	4
選別	147	20		4
選別(重機選別)	625	12		6
選別・圧縮	591	20		9
破砕・選別	130	12		2
破砕・分別	699	90	精度の高い輸送	* 66
破砕	234	13	段階の CO2 排出	
切断・圧縮	101	15	量の算定も可能	1
切断・固形燃料化	327	67		10
破砕・圧縮	6,375	30		110
破砕・圧縮成形	2,536	51		46
圧縮	974	19	最小 0km	10
圧縮・梱包	173	11	最大	3
圧縮・破砕	4	19	選別・圧縮系・平均 35 km	O
減容	3	9	最小 1 km	0
破砕・溶融	86	14	最大 72 km	2
溶融	23	15	溶融 系平均 14 km	1
安定型埋立	589	62	最小3km、最大164km	53
管理型埋立	3,225	34	埋立系平均 38 km	68
	37,829		合計	561

【参考資料:改良トンキロ法の概説】

1. 算定式

積載率と車両の燃料種類、最大積載量別の輸送トンキロから CO2排出量を算定します。



改良トンキロ法エネルギー消費原単位

2.00 - 20-00 200 200 200 200 200 200 200 2		輸送トンキロ当たり燃料使用量(@.rkm)					j.	積載率が不明な場合				
燃料	最大積載量の	積載率(%)				平均積載率		原単位				
Į.		中央值	10%	20%	40%	60%	80%	100%	自家用	営業用	自家用	営業用
	軽貨物車	350	2.74	1.44	0.758	0.521	0.399	0.324	10%	41%	2.74	0.741
ガソリン	~1,999	1,000	1.39	0.730	0.384	0.264	0.202	0.164	10%	32%	1.39	0.472
	2,000以上	2,000	0.886	0.466	0.245	0.168	0.129	0.105	24%	52%	0.394	0.192
	~999	500	1.67	0.954	0.543	0.391	0.309	0.258	10%	36%	1.67	0.592
	1,000~1,999	1,500	0.816	0.465	0.265	0.191	0.151	0.126	17%	42%	0.530	0.255
	2,000~3,999	3,000	0.519	0.295	0.168	0.121	0.0958	0.0800	39%	58%	0.172	0.124
軽油	4,000~5,999	5,000	0.371	0.212	0.120	0.0867	0.0686	0.0573			0.102	0.0844
干土 /四	6,000~7,999	7,000	0.298	0.170	0.0967	0.0696	0.0551	0.0459	1		0.0820	0.0677
3	8,000~9,999	9,000	0.253	0.144	0.0820	0.0590	0.0467	0.0390	49%	62%	0.0696	0.0575
	10,000~11,999	11,000	0.222	0.126	0.0719	0.0518	0.0410	0.0342			0.0610	0.0504
3	12,000~16,999	14,500	0.185	0.105	0.0601	0.0432	0.0342	0.0285			0.0509	0.0421

注1:より正確にエネルギー使用量を求めるには、下記の関数式に値を代入して原単位を求めます。(有効数字2桁)

【ガソリン車】 In y=2.67 - 0.927 In (x/100) - 0.648 In z 【ディーゼル車】 In y=2.71 - 0.812 In (x/100) - 0.654 In z

ただし、y:輸送トンキロ当たり燃料使用量(ℓ)、x:積載率(%)、z:最大積載量(kg)。Inは自然対数。

注2:積載率10%未満の場合は、積載率10%の時の値を用います。

出典)省エネ法告示より作成

出典) 物流分野の CO2 排出量に関する算定方法ガイドライン :経済産業省・環境省資料

図 3-18 改良トンキロ法の概説及び改良トンキロ法エネルギー消費原単位

d) 廃プラスチック類のエネルギー利用ポテンシャルの可視化例

地域循環共生圏の創造に資する指標のひとつとして、本業務では、圏域内の産業廃棄物からの回 収可能なエネルギー供給賦存量や圏域内の化石燃料代替として利用された産業廃棄物からのエネル ギー供給量を新たな評価指標として提案している。

ここでは、「産業廃棄物からの回収可能なエネルギー供給賦存量」に着目し、電子マニフェストデ ータを活用した「廃プラスチック類のエネルギー利用ポテンシャル」を次頁に愛媛県のデータを活 用したエネルギー利用ポテンシャルマップを示す。

なお、廃プラスチック類のエネルギー利用ポテンシャルの可視化については、将来の行政資料等 での流用も視野に、エネルギーポテンシャルを原油換算して可視化する工夫を行い、関連ワーキン グにおいては行政関係者から一定の評価を得たことを付記しておく。

■条件設定



- 摩プラスチック類の排出量の樹脂種類別の内訳を実(1)製品別生産量と同じ割合と仮定
- 廃プラスチック類の発熱量を樹脂種類別の排出量と発熱量の加重平均より算定
- ドラム缶1缶を200リットル、表(3)よりドラム缶1缶を7,652MJ(=38.26MJ*200リットル)として原油換算

樹脂の種類	生産量 表(1)より		発熱量 表(2)より		
	数量(万t)	割合	発熱量(MJ/kg)	備考	
ポリエチレン	245	23.3%	46.00		
ポリプロピレン	244	23.2%	44.00		
ポリスチレン類	117	11.1%	40.20		
塩化ビニル樹脂	173	16.5%	24.10		
その他熱可塑性樹脂	161	15.3%	23.00	表(2)のPETの値を使用	
熱硬化性樹脂	92	8.8%	29.30	(注)	
その他樹脂	19	1.8%	23.00	表(2)のPETの値を使用	
7.			1	- 10	
廃プラスチック類			35.88	加重平均	

(注):日本ウレタン工業会ウェブサイト(http://www.urethane-jp.org/shiritai/shiritai_04.html)よりポリウレタンの発熱量約7,000kcal/kgを使用

図 3-19 廃プラスチック類のエネルギーポテンシャル試算に係る条件設定等 (原油換算)

2021年の愛媛県の「廃プラスチック類」のエネルギーポテンシャル概算例(原油換算)

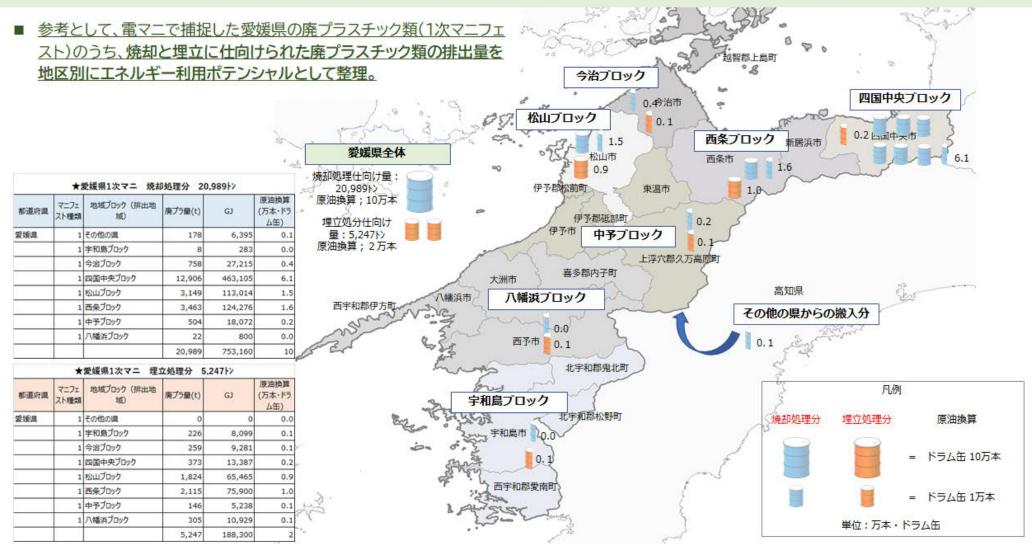


図 3-20 愛媛県の「廃プラスチック類」のエネルギーポテンシャル概算例 2021 年 (原油換算)

- (2) 電子マニフェストデータ利活用方法の検討のまとめ
- a) 電子マニフェストデータ利活用可能性に関する検証結果の概要

【処分方法等(処分方法、中間処理後の再資源化物及び廃棄物の種類・量)の追加による効果】

- 現行の電子マニフェストデータに不足している処分方法等(処分方法、中間処理後の再資源化物及び廃棄物の種類・量)の情報を追加することにより、対象地域における処理状況を従来より高い精度で把握・可視化することができる効果が見込まれる。特に、これまで困難であった再資源化の状況についても把握・可視化に資するものと期待される。
- なお、中間処理後廃棄物(中間処理残さ)の**処理委託先での再資源化状況・用途がより明確になれば、さらに高い精度での把握・可視化**も期待される。
- 今回の試行における集計・解析の対象は、2021 年度に電子マニフェストに登録された約4万トンの廃プラスチック類に限られるが、今後、マニフェストの電子化率が高まれば、 実態をより正確に把握することが可能となる。

【愛媛県における廃プラスチック類の処分状況の概況】

- 試行結果を俯瞰すると、愛媛県の場合、全般的に1次マニフェスト分も2次マニフェスト 分も焼却処理が高い傾向になっている。また、選別・破砕・圧縮等の処理後の有価物につ いても RPF **を主体としたサーマル利用が高い傾向にある。**
- 焼却処理については、1次マニフェストは、パルプ・紙・紙加工品製造業が発生する廃プラスチック類を**製紙業保有のバイオマス発電施設で焼却するケースが最も多く**、次いで、廃棄物処理業者が保有する焼却施設で焼却処理されている。廃プラスチック類を焼却目的に排出する業種は、焼却処理全体に対して、パルプ・紙・紙加工品製造業が 68%、次いで化学工業が 12%、総合工事業が 8%になっている。2 次マニフェストの焼却処理は廃棄物処理業者 1 社の焼却施設でその約半分を処理し、残りを他の産業廃棄物業者で処分する構造になっている。
- 埋立処分については、**民間の管理型処分場で受け入れるケースが最も多く、一次マニフェ スト分では全体の** 7 **割近くを受入れている。**また、埋立処分の多い業態では、総合工事業 が約 44%、次いで化学工業が 2 9%、非鉄金属製造業が 8%になっている。

b) 電子マニフェストデータ利活用の展開可能性について (総括)

現行の電子マニフェストデータに処分方法等(処分方法、中間処理後の再資源化物及び廃棄物の種類・量)の情報が加わった場合、どのような効果が期待されるか。



【処分方法等(処分方法、中間処理後の再資源化物及び廃棄物の種類・量)の追加による効果】

- 対象地域における処理状況について従来より高い精度での把握・可視化が可能となる。特に、これまで困難であった再資源化の状況についても把握・可視化に資するものと期待される。
- 国内外で注目されている"サプライチェーン排出量算定"に基づく CO2 排出量の Scope3 排出量(製品の廃棄)の算定が可能。
- 電子マニフェストが持つ廃棄物の移動情報と処理処分状況の組合せによって、対象地域の廃棄物の処分状況がより可視化できる基礎情報となり、蓄積されているビッグデータがより効果的に活用できる可能性が示唆される。

【課題等】

- マニフェストの電子化率が高まれば、さらに実態をより正確に把握することが可能。
- 廃プラスチック類を例にみると、中間処理後廃棄物(中間処理残さ)の処理委託先での 再資源化状況・用途がより明確になれば、さらに精度が高くなると想定される。
- 処分方法等の入力方法のルール化、コード区分や定義の明確化が課題。
- 愛媛県のアンケート結果では処分方法の組合せが21パターンに及ぶ。見える化のためには、データ利活用の目的に応じ、処分パターンをグルーピングするような類型化の検討が望まれる。